

# 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の変更 に係る実施計画変更認可申請について（補足説明資料）

2022年11月17日

**TEPCO**

---

東京電力ホールディングス株式会社

# 1. 実施計画の変更目的及び申請範囲

## ■ 目的

多核種除去設備（以下、ALPS）にて汚染水を処理する際に発生する廃棄物収納用の高性能容器（以下、HIC）は、使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第二／第三施設）に一時保管している。

本申請は、使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）のうち、HIC格納用ボックスカルバート192基分を増設することでHIC保管容量を確保し、ALPSの安定運転に資する事を目的としている。

なお、増設するエリアは、2022年4月28日に認可（原規規発第2204281号）を得てKURION等格納用ボックスカルバート64基分を撤去したエリアを使用する。

## ■ 実施計画の申請範囲

|       |         |                |
|-------|---------|----------------|
| 実施計画Ⅱ | 2.5     | 基本仕様、添付資料－2、14 |
| 実施計画Ⅱ | 2.16.1  | 添付資料－4         |
| 実施計画Ⅱ | 2.16.2  | 添付資料－7         |
| 実施計画Ⅲ | 第3編 2.2 | 線量評価、添付資料－4    |

## 2. 実施計画の主な変更内容の概要 (1/2)

### 第Ⅱ章 特定原子力施設の設計、設備

#### 2. 特定原子力施設の構造及び設備、工事の計画

##### 2.5 汚染水処理設備等

| 実施計画Ⅱ記載箇所                  | 変更内容  |
|----------------------------|---|
| 2.5 汚染水処理設備等<br>2.5.2 基本仕様 | 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）H I C格納用ボックスカルバート増設に伴う保管体数の変更         |
| 2.5 汚染水処理設備等<br>添付資料-2     | 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）H I C格納用ボックスカルバート保管体数の変更に伴う図面変更       |
| 2.5 汚染水処理設備等<br>添付資料-14    | 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）H I C格納用ボックスカルバート増設に伴う記載の変更及び追加、図面変更他 |

##### 2.16 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設

###### 2.16.1 多核種除去設備

| 実施計画Ⅱ記載箇所                | 変更内容  |
|--------------------------|---|
| 2.16.1 多核種除去設備<br>添付資料-4 | 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）H I C格納用ボックスカルバート増設に伴う保管体数の変更 |

###### 2.16.2 増設多核種除去設備

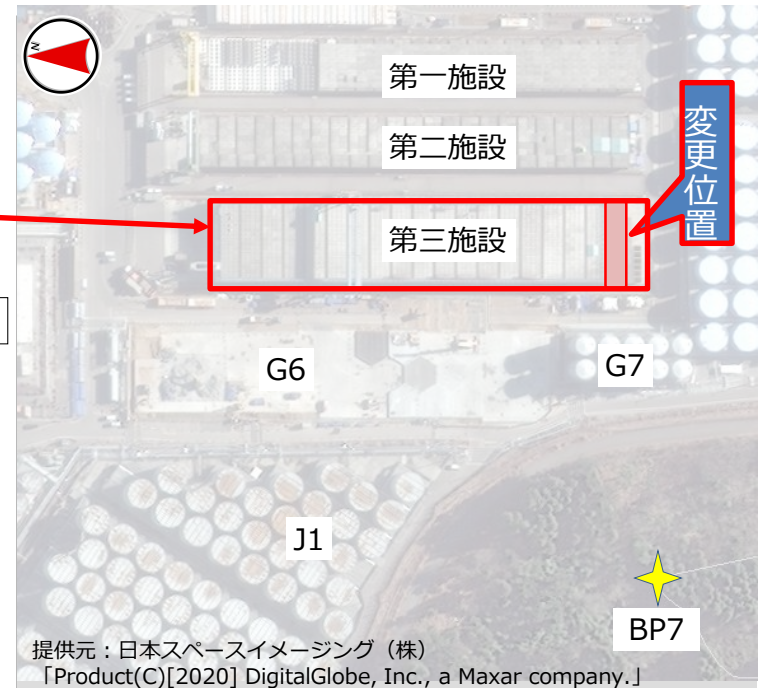
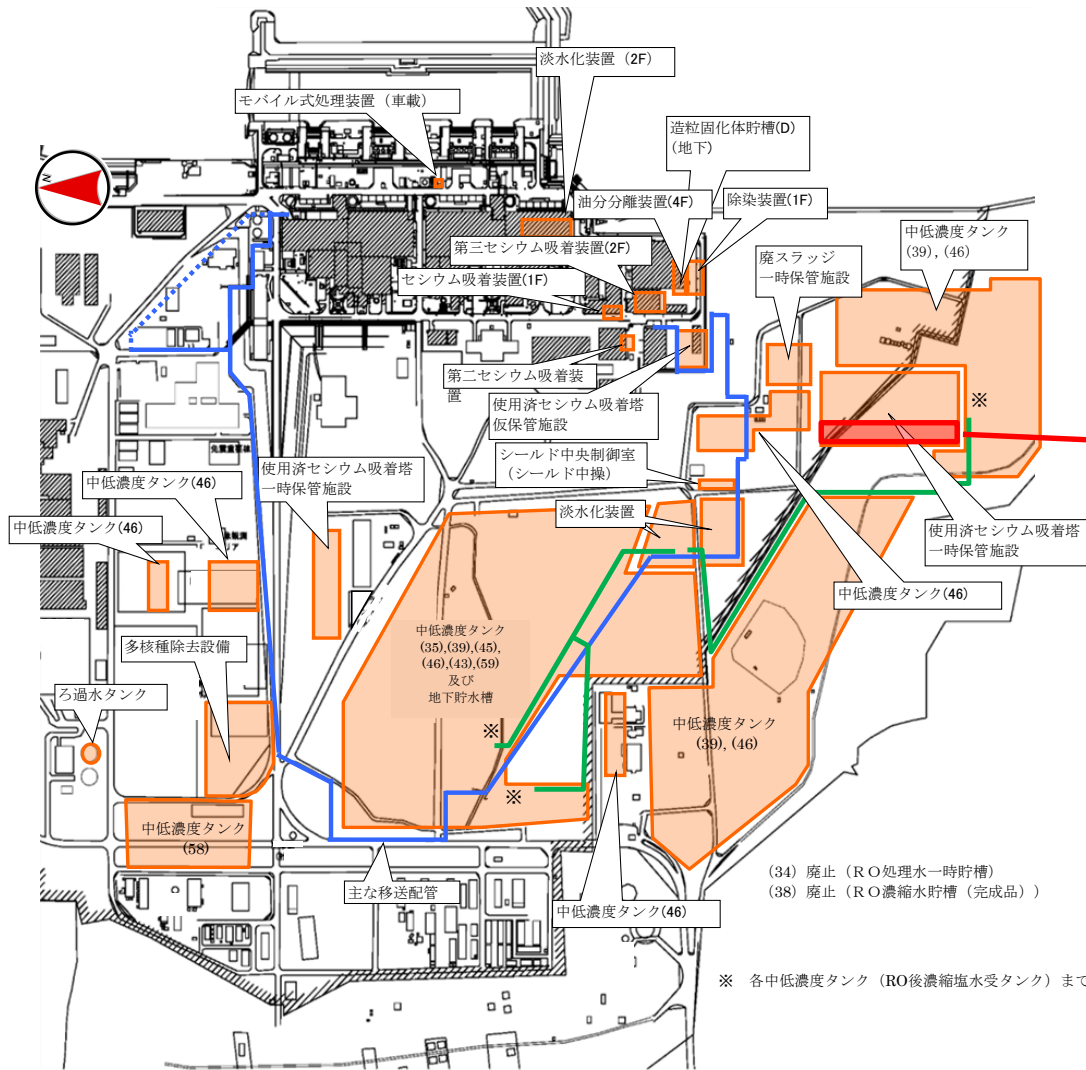
| 実施計画Ⅱ記載箇所                  | 変更内容   |
|----------------------------|--|
| 2.16.2 増設多核種除去設備<br>添付資料-7 | 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）H I C格納用ボックスカルバート増設に伴う保管体数の変更他 |

## 2. 実施計画の主な変更内容の概要 (2/2)

### 第Ⅲ章 特定原子力施設の保安

| 実施計画Ⅲ記載箇所  | 変更内容  |
|--|---|
| 2. 放射性廃棄物等の管理に関する補足説明<br>2.2 線量評価<br>2.2.2.2 各施設における線量評価 | 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）<br>H I C格納用ボックスカルバート保管体数の変更<br>他 |

# 3-1. 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）構内配置図

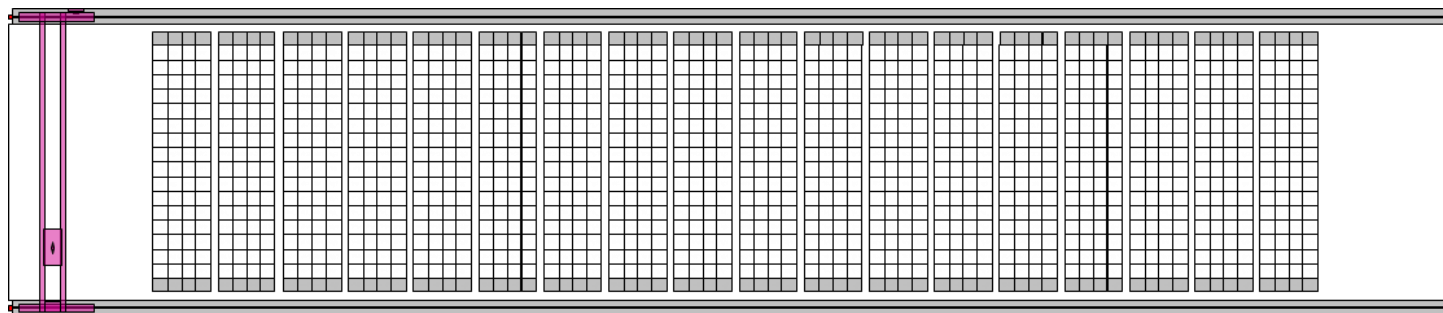


- (34) 廃止 (RO処理水一時貯槽)
- (38) 廃止 (RO濃縮水貯槽 (完成品))

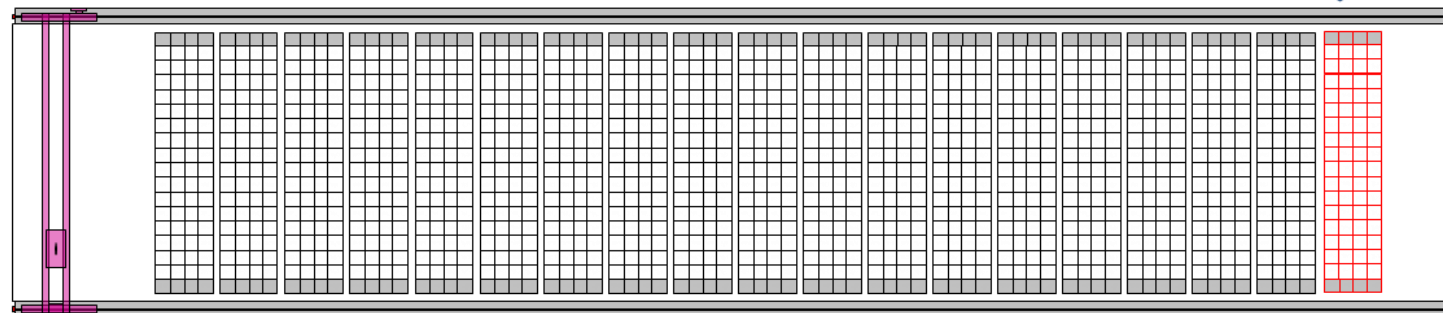
※ 各中低濃度タンク (RO後濃縮塩水受タンク) まで

### 3 - 2. 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）概略図

- HIC格納用ボックスカルバート192基分を増設することでHIC保管容量は3,648基となる。



第三施設\_現状



変更計画

HIC192基分用

## 4. 実施計画変更申請内容

### 2.5 汚染水処理設備等

#### 2.5.2 基本仕様

##### 2.5.2.1 主要仕様

##### 2.5.2.1.2 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設

### 変更前

2.5.2.1.2 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設

(中略)

(4) 使用済セシウム吸着塔一時保管施設 (第三施設)

吸着塔保管体数

3,456体

(多核種除去設備高性能容器, 増設多核種除去設備高性能容器)

### 変更後

2.5.2.1.2 使用済セシウム吸着塔保管施設及び廃スラッジ貯蔵施設

(中略)

(4) 使用済セシウム吸着塔一時保管施設 (第三施設)

吸着塔保管体数

3,648体

(多核種除去設備高性能容器, 増設多核種除去設備高性能容器)

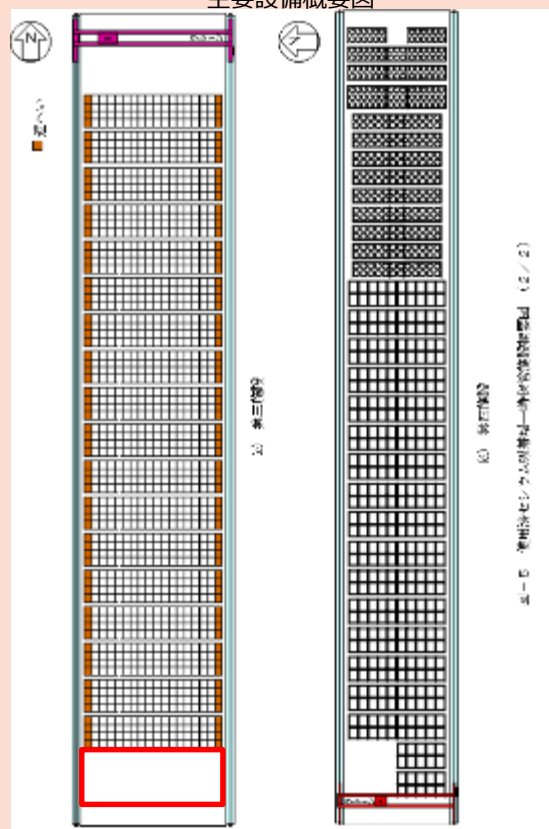
## 4. 実施計画変更申請内容

### 2.5 汚染水処理設備等

#### 添付資料 - 2

#### 変更前

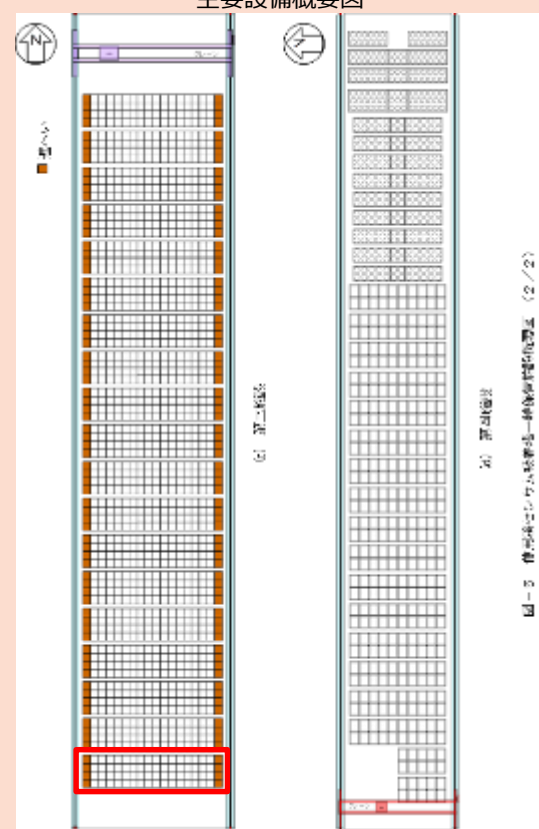
主要設備概要図



添付資料 - 2

#### 変更後

主要設備概要図



添付資料 - 2



## 4. 実施計画変更申請内容

### 2.5 汚染水処理設備等

#### 添付資料－14

#### 変更前

添付資料－14

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）

##### 1.はじめに

多核種除去設備及び増設多核種除去設備の沈殿処理生成物及び使用済みの吸着材を収容した高性能容器(以下、HICという)は放射線を発するため適切に遮へいして保管する必要がある。使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）（以下、第三施設あるいは本施設という）は高性能容器（タイプ2）を保管するために設置するものである。

(中略)

#### 変更後

添付資料－14

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）

##### 1.はじめに

多核種除去設備及び増設多核種除去設備の沈殿処理生成物及び使用済みの吸着材を収容した高性能容器(以下、HICという)は放射線を発するため適切に遮へいして保管する必要がある。使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）（以下、第三施設あるいは本施設という）は高性能容器（タイプ2）を保管するために設置するものである。

将来、HICに収容する沈殿処理生成物をより安定した状態に処理できる設備について稼働時期の目途が得られた際には、設備稼働後も継続して保管が見込まれるHICに対して数量やインベントリ等の評価を行い、評価結果を踏まえ適切な耐震性を確保した保管方法（補強策含む）を検討し、必要な措置を行う。

(中略)

# 4. 実施計画変更申請内容

修正

## 2.5 汚染水処理設備等

### 添付資料 - 14

#### 変更前

#### 変更後

2.基本設計  
2.1設計概要  
本施設はHICを取扱うための橋形クレーン、遮へい機能を有する蓋付きコンクリート製ボックスカルバート等により構成し、本施設におけるHICの貯蔵体数は3456基（3段積×4列×16行×18ブロック）とする(図1)。

2.基本設計  
2.1設計概要  
本施設はHICを取扱うための橋形クレーン、遮へい機能を有する蓋付きコンクリート製ボックスカルバート等により構成し、本施設におけるHICの貯蔵体数は3648基（3段積×4列×16行×19ブロック）とする(図1)。  
なお、万一のHIC落下破損による漏えい時にHICを移設して漏えい物の回収等を行えるよう、十分な移設スペースを第二施設及び第三施設に確保する。

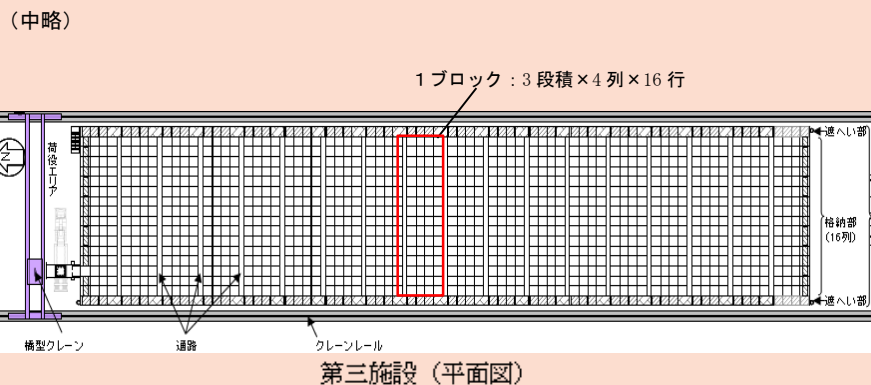


図1 第三施設概要

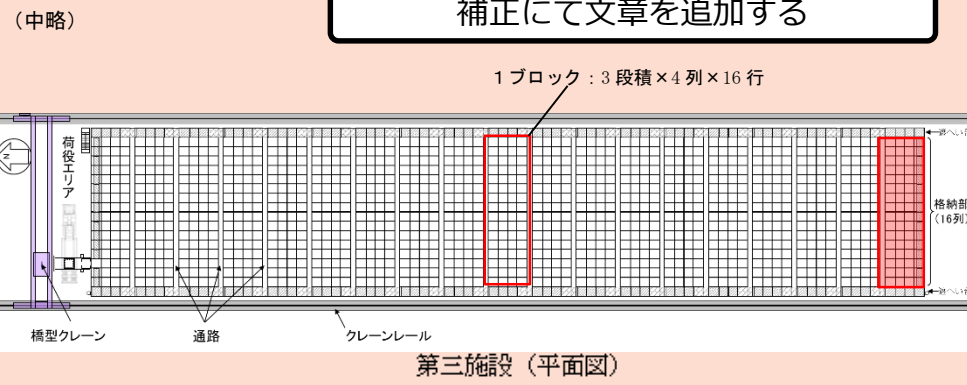


図1 第三施設概要

## 4. 実施計画変更申請内容

### 2.5 汚染水処理設備等

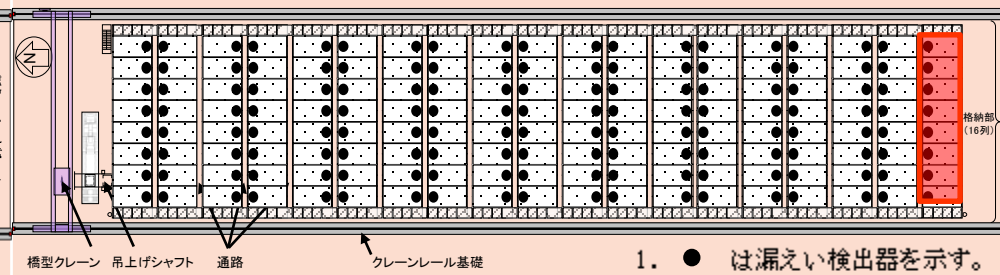
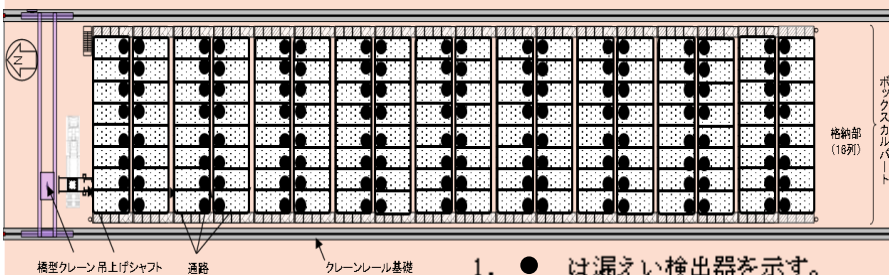
#### 添付資料 - 14

#### 変更前

#### 変更後

格納中のHICからの漏えい検出については、HIC1基の全量漏えいにおいて漏えいを検出できるように、漏えい検出装置を設置する(図7)。漏えいを検出した場合には、免震重要棟集中監視室等に警報を発生し、適切な対応を図る。

格納中のHICからの漏えい検出については、HIC1基の全量漏えいにおいて漏えいを検出できるように、漏えい検出装置を設置する(図7)。漏えいを検出した場合には、免震重要棟集中監視室等に警報を発生し、適切な対応を図る。



1. ● は漏えい検出器を示す。
2. ■ は検出範囲を示す。

1. ● は漏えい検出器を示す。
2. ■ は検出範囲を示す。

図7 漏えい検出器設置図

図7 漏えい検出器設置図

漏えい検出器未設置のエリアについては、底部に漏えい物の流れ込みがないことを容易に確認できるように、ボックスカルバート連結範囲(図12参照)ごとに偏りなく選んだ4ヶ所を空き運用として漏えいの有無を確認する。連結範囲ごとに格納開始から1ヶ月ごとに1回(4ヶ所、以下同じ)、格納完了後の1ヶ月以内に1回、以後3ヶ月以内ごとに1回の確認を行う。

(記載の削除)

### 2.5 汚染水処理設備等

#### 添付資料－14

#### 変更前

##### 2.2設計方針

##### 2.2.1移送中の落下を想定したHICの健全性確認

##### (1)落下試験

HICの健全性を確認する落下試験（試験条件と結果の詳細はⅡ-2-16-1に記す）は、本施設に格納するHICの移送経路（図3）を網羅するよう計画・実施している。落下試験の結果、本施設で想定する全てのHIC取扱い条件において落下を想定しても、HICの健全性が保たれることを確認した。

また、万一のHIC落下破損による漏えい時の対応として、HICからの漏えい物の回収作業に必要な吸引車やボックスカルバート内にアクセスするための昇降設備等を配備し、吸引車の操作等に必要な要員を確保するとともに、手順書に基づいた漏えい物回収訓練及び吸引車の点検を定期的に行う。また、HIC及び漏えい物の回収等においては、作業スペースを確保するために、破損したHICだけでなく、周囲に格納されているHICの移設も必要になる場合が想定されることから、通気口で連絡している一つのボックスカルバート群に格納される最大HIC基数（96基）の移設スペースを、第二施設及び第三施設に確保する。

（中略）

#### 変更後

##### 2.2設計方針

##### 2.2.1移送中の落下を想定したHICの健全性確認

##### (1)落下試験

HICの健全性を確認する落下試験（試験条件と結果の詳細はⅡ-2-16-1に記す）は、本施設に格納するHICの移送経路（図3）を網羅するよう計画・実施している。落下試験の結果、本施設で想定する全てのHIC取扱い条件において落下を想定しても、HICの健全性が保たれることを確認した。

また、万一のHIC落下破損による漏えい時の対応として、HICからの漏えい物の回収作業に必要な吸引車やボックスカルバート内にアクセスするための昇降設備等を配備し、吸引車の操作等に必要な要員を確保するとともに、手順書に基づいた漏えい物回収訓練及び吸引車の点検を定期的に行う。また、HIC及び漏えい物の回収等においては、作業スペースを確保するために、破損したHICだけでなく、周囲に格納されているHICの移設も必要になる場合が想定されることから、十分な移設スペースを第二施設及び第三施設に確保する。移設スペースの基数は、パーティション設置による漏えい拡大防止や漏えい検出器による早期検知、回収作業の方法等を踏まえて手順書に明記する。

（中略）

補正にて文章を変更する

# 4. 実施計画変更申請内容

修正



## 2.5 汚染水処理設備等

### 添付資料 - 14

#### 変更前

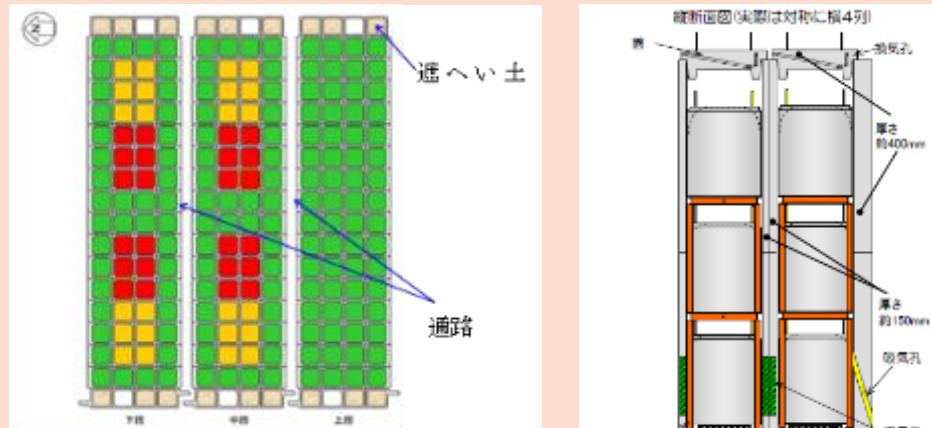
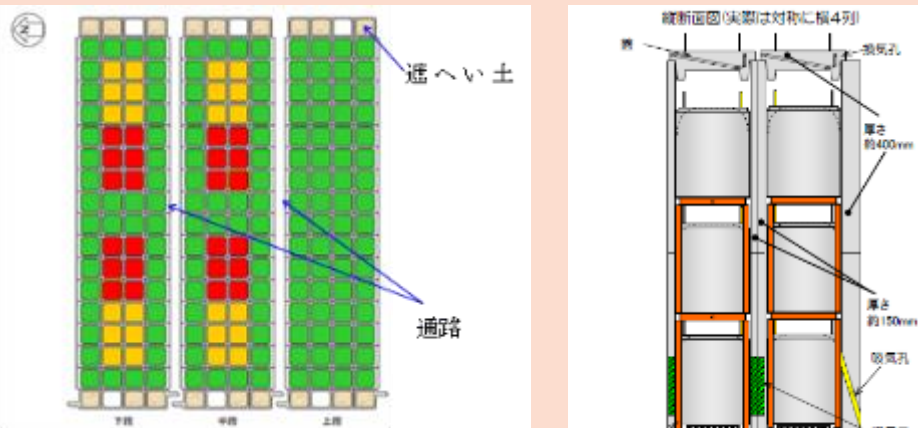
#### 変更後

#### 2.2.3 遮へい機能

作業時の被ばく及び敷地境界線量への影響を軽減した設計とする(図10)。

#### 2.2.3 遮へい機能

作業時の被ばく及び敷地境界線量への影響を軽減した設計とする(図10)。



- : 0~450mSv/hのHIC格納エリア (評価モデルは470mSv/h)
- : 0~100mSv/hのHIC格納エリア (評価モデルは120mSv/h)
- : 0~20mSv/hのHIC格納エリア (評価モデルは28mSv/h)

- : 0~450mSv/hのHIC格納エリア (評価モデルは470mSv/h)
- : 0~100mSv/hのHIC格納エリア (評価モデルは120mSv/h)
- : 0~15mSv/hのHIC格納エリア (評価モデルは21mSv/h)

下段、中段、上段におけるHIC配置

下段、中段、上段におけるHIC配置。

↑緑エリアの制限値を変更しない。  
(補正で反映)

図10 ボックスカルバート概要図

図10 ボックスカルバート概要図

敷地境界線量評価に際しては、高線量HICとして第Ⅲ編3.2.2.2表2.2.2-1にいうスラリー(鉄共沈処理)入りHIC432体及び吸着材3入りHIC432体を、低線量HICとして同じくスラリー(炭酸塩沈殿処理)入りHIC2592体をモデル化(図10は1ブロック分のみの配置を示す)している。

敷地境界線量評価に際しては、高線量HICとして「Ⅲ特定原子力施設の保安 第3編2.2.2敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量」表2.2.2-1におけるスラリー(鉄共沈処理)入りHIC456体及び吸着材3入りHIC456体を、低線量HICとして同じくスラリー(炭酸塩沈殿処理)入りHIC2736体をモデル化(図10は1ブロック分のみの配置を示す)している。

## 2.5 汚染水処理設備等

### 添付資料－14

#### 変更前

(記載なし)

2.16.1添付4別添2に示されたHICの線量評価の上限値にもとづき、スラリー（炭酸塩沈殿処理）よりHIC容器表面線量が小さい吸着材1, 4及び5は低線量HICと、吸着材3より線量が低くスラリー（炭酸塩沈殿処理）より線量が高い吸着材2及び吸着材6は吸着材3とみなして高線量HICとして扱っている。

スラリー（炭酸塩沈殿処理）及びスラリー（鉄共沈処理）の側面表面線量はそれぞれ28mSv/h, 120mSv/hと評価されており、保管施設への格納時の各HICの側面表面線量実測値がこれ以下のもの（保守的に境界値をそれぞれ20mSv/h, 100mSv/hとする）は、その測定値に応じてより低線量のHICとみなして配置することが可能である。また高線量HICを配置する場所に低線量HICを配置することは可能とする。

以上、図10に示した配置を元に、第Ⅲ編3.2.2.2の方法を用いて評価した結果、第三施設の最寄りの評価点（No.7）における直接線・スカイシャイン線の評価結果（表1）は年間約0.0174mSvとなる。また、参考としてRO濃縮水貯槽に貯蔵された汚染水の影響を除く最大実効線量地点（No.71）における評価結果を記す。（2014年10月現在）

表1 第三施設から敷地境界への線量影響

| 評価点               | 評価地点までの距離 (m) | 年間線量 (mSv/年)    |
|-------------------|---------------|-----------------|
| No.7              | 約180          | 約0.0174         |
| <u>(参考) No.71</u> | <u>約1570</u>  | <u>0.0001未満</u> |

#### 変更後

低線量HICは、HIC表面線量実績が最大でも14mSv/hに満たないことを考慮して、放射能濃度は「Ⅲ特定原子力施設の保安 第3編2.2.2敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量」表2. 2. 2-1に記載の値の3/4と設定する。この値にて、評価モデルとしての表面線量は21mSv/hであり14mSv/hを上回ることから設定は保守的である。

2.16.1添付4別添2に示されたHICの（炭酸塩沈殿処理）よりHIC容器表面線量HICと、吸着材3より線量が低くスラリー（炭酸塩沈殿処理）より線量が高い吸着材2及び吸着材6は吸着材3とみなして高線量HICとして扱っている。

↑上記記載の追加を行わない。  
(補正で反映)

スラリー（炭酸塩沈殿処理）及びスラリー（鉄共沈処理）の側面表面線量はそれぞれ21mSv/h, 120mSv/hと評価されており、保管施設への格納時の各HICの側面表面線量実測値がこれ以下のもの（保守的に境界値をそれぞれ15mSv/h, 100mSv/hとする）は、その測定値に応じてより低線量のHICとみなして配置することが可能である。また高線量HICを配置する場所に低線量HICを配置することは可能とする。

↑制限値を変更しない。(補正で反映)

以上、図10に示した配置を元に、「Ⅲ特定原子力施設の保安 第3編2.2.2敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量」に記載の方法にて評価した結果、第三施設の最寄りの評価点（No.7）における直接線・スカイシャイン線の評価結果（表1）は年間約0.0153mSvとなる。

表1 第三施設から敷地境界への線量影響

| 評価点               | 評価地点までの距離 (m) | 年間線量 (mSv/年)    |
|-------------------|---------------|-----------------|
| No.7              | 約180          | 約0.0153         |
| <u>(参考) No.71</u> | <u>約1570</u>  | <u>0.0001未満</u> |

## 4. 実施計画変更申請内容

### 2.16.1 多核種除去設備

#### 添付資料－4

#### 変更前

添付資料－4

多核種除去設備の具体的な安全確保策

#### 2. 放射線遮へい・崩壊熱除去

##### 6. その他

##### (2) 高性能容器の発生量

高性能容器（タイプ2）は、使用済セシウム吸着塔一時保管施設のうち、第二施設（保管容量736基）及び第三施設（保管容量3,456基）に保管する。

なお、必要に応じて使用済セシウム吸着塔一時保管施設を増設する。

#### 変更後

添付資料－4

多核種除去設備の具体的な安全確保策

#### 2. 放射線遮へい・崩壊熱除去

##### 6. その他

##### (2) 高性能容器の発生量

高性能容器（タイプ2）は、使用済セシウム吸着塔一時保管施設のうち、第二施設（保管容量736基）及び第三施設（保管容量3,648基）に保管する。

なお、必要に応じて使用済セシウム吸着塔一時保管施設を増設する。

## 4. 実施計画変更申請内容

### 2.16.2 増設多核種除去設備

#### 添付資料－7

#### 変更前

添付資料－7

増設多核種除去設備の具体的な安全確保策

#### 5. その他

#### (2) 高性能容器の発生量

(中略)

高性能容器（タイプ2）は、使用済セシウム吸着塔一時保管施設のうち、第二施設（保管容量736基）及び第三施設（保管容量3,456基）に保管する。

なお、必要に応じて使用済セシウム吸着塔一時保管施設を増設する。

#### 変更後

添付資料－7

増設多核種除去設備の具体的な安全確保策

#### 5. その他

#### (2) 高性能容器の発生量

(中略)

高性能容器（タイプ2）は、使用済セシウム吸着塔一時保管施設のうち、第二施設（保管容量736基）及び第三施設（保管容量3,648基）に保管する。

なお、必要に応じて使用済セシウム吸着塔一時保管施設を増設する。



## 4. 実施計画変更申請内容

修正

TEPCO

### 2.2.2 敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量

#### 2.2.2.2 各施設における線量評価

##### 2.2.2.2.1 使用済セシウム吸着塔保管施設、大型廃棄物保管庫、廃スラッジ貯蔵施設及び貯留設備（タンク類）

### 変更前

2.2.2.2.1 使用済セシウム吸着塔保管施設、大型廃棄物保管庫、廃スラッジ貯蔵施設及び貯留設備（タンク類）

（中略）

(1) 使用済セシウム吸着塔一時保管施設

（中略）

c. 第三施設

容量：高性能容器（HIC）：3,456 体

放射能強度：表 2. 2. 2 - 1 参照

遮蔽：コンクリート製ボックスカルバート：150mm  
（通路側400mm），密度 2.30g/cm<sup>3</sup>

蓋：重コンクリート400mm，密度3.20g/cm<sup>3</sup>

評価地点までの距離：約1570m

線源の標高：T.P.約33m

評価結果：約0.0001mSv/年未満

※影響が小さいため線量評価上無視する

### 変更後

2.2.2.2.1 使用済セシウム吸着塔保管施設、大型廃棄物保管庫、廃スラッジ貯蔵施設及び貯留設備（タンク類）

（中略）

(1) 使用済セシウム吸着塔一時保管施設

（中略）

↓放射能強度：表 2. 2. 2 - 1 及び  
添付資料-7参照 とする。  
※補正で反映

c. 第三施設

容量：高性能容器（HIC）：3,648 体

放射能強度：表 2. 2. 2 - 1 参照

遮蔽：コンクリート製ボックスカルバート：150mm  
（通路側400mm），密度 2.30g/cm<sup>3</sup>

蓋：重コンクリート400mm，密度3.20g/cm<sup>3</sup>

評価地点までの距離：約1570m

線源の標高：T.P.約35m

評価結果：約0.0001mSv/年未満

※影響が小さいため線量評価上無視する

# 4. 実施計画変更申請内容

修正



## 変更前

表2. 2. 2-1 評価対象核種及び放射能濃度(1/2)

| 核種      | 放射能濃度(Bq/cm <sup>3</sup> ) |                   |          |
|---------|----------------------------|-------------------|----------|
|         | スラリー<br>(鉄共沈処理)            | スラリー<br>(炭酸塩沈殿処理) | 吸着材3     |
| Fe-59   | 5.55E+02                   | 1.33E+00          | 0.00E+00 |
| Co-58   | 8.44E+02                   | 2.02E+00          | 0.00E+00 |
| Rb-86   | 0.00E+00                   | 0.00E+00          | 9.12E+04 |
| Sr-89   | 1.08E+06                   | 3.85E+05          | 0.00E+00 |
| Sr-90   | 2.44E+07                   | 8.72E+06          | 0.00E+00 |
| Y-90    | 2.44E+07                   | 8.72E+06          | 0.00E+00 |
| Y-91    | 8.12E+04                   | 3.96E+02          | 0.00E+00 |
| Nb-95   | 3.51E+02                   | 8.40E-01          | 0.00E+00 |
| Tc-99   | 1.40E+01                   | 2.20E-02          | 0.00E+00 |
| Ru-103  | 6.37E+02                   | 2.01E+01          | 0.00E+00 |
| Ru-106  | 1.10E+04                   | 3.47E+02          | 0.00E+00 |
| Rh-103m | 6.37E+02                   | 2.01E+01          | 0.00E+00 |
| Rh-106  | 1.10E+04                   | 3.47E+02          | 0.00E+00 |
| Ag-110m | 4.93E+02                   | 0.00E+00          | 0.00E+00 |
| Cd-113m | 0.00E+00                   | 5.99E+03          | 0.00E+00 |
| Cd-115m | 0.00E+00                   | 1.80E+03          | 0.00E+00 |
| Sn-119m | 6.72E+03                   | 0.00E+00          | 0.00E+00 |
| Sn-123  | 5.03E+04                   | 0.00E+00          | 0.00E+00 |
| Sn-126  | 3.89E+03                   | 0.00E+00          | 0.00E+00 |
| Sb-124  | 1.44E+03                   | 3.88E+00          | 0.00E+00 |
| Sb-125  | 8.99E+04                   | 2.42E+02          | 0.00E+00 |
| Te-123m | 9.65E+02                   | 2.31E+00          | 0.00E+00 |
| Te-125m | 8.99E+04                   | 2.42E+02          | 0.00E+00 |
| Te-127  | 7.96E+04                   | 1.90E+02          | 0.00E+00 |
| Te-127m | 7.96E+04                   | 1.90E+02          | 0.00E+00 |
| Te-129  | 8.68E+03                   | 2.08E+01          | 0.00E+00 |
| Te-129m | 1.41E+04                   | 3.36E+01          | 0.00E+00 |
| I-129   | 0.00E+00                   | 0.00E+00          | 0.00E+00 |
| Cs-134  | 0.00E+00                   | 0.00E+00          | 2.61E+05 |
| Cs-135  | 0.00E+00                   | 0.00E+00          | 8.60E+05 |
| Cs-136  | 0.00E+00                   | 0.00E+00          | 9.73E+03 |

## 変更後

表2. 2. 2-1 評価対象核種及び放射能濃度(1/2)

| 核種      | 放射能濃度(Bq/cm <sup>3</sup> ) |                   |          |
|---------|----------------------------|-------------------|----------|
|         | スラリー<br>(鉄共沈処理)            | スラリー<br>(炭酸塩沈殿処理) | 吸着材3     |
| Fe-59   | 5.55E+02                   | 1.33E+00          | 0.00E+00 |
| Co-58   | 8.44E+02                   | 2.02E+00          | 0.00E+00 |
| Rb-86   | 0.00E+00                   | 0.00E+00          | 9.12E+04 |
| Sr-89   | 1.08E+06                   | 3.85E+05          | 0.00E+00 |
| Sr-90   | 2.44E+07                   | 8.72E+06          | 0.00E+00 |
| Y-90    | 2.44E+07                   | 8.72E+06          | 0.00E+00 |
| Y-91    | 8.12E+04                   | 3.96E+02          | 0.00E+00 |
| Nb-95   | 3.51E+02                   | 8.40E-01          | 0.00E+00 |
| Tc-99   | 1.40E+01                   | 2.20E-02          | 0.00E+00 |
| Ru-103  | 6.37E+02                   | 2.01E+01          | 0.00E+00 |
| Ru-106  | 1.10E+04                   | 3.47E+02          | 0.00E+00 |
| Rh-103m | 6.37E+02                   | 2.01E+01          | 0.00E+00 |
| Rh-106  | 1.10E+04                   | 3.47E+02          | 0.00E+00 |
| Ag-110m | 4.93E+02                   | 0.00E+00          | 0.00E+00 |
| Cd-113m | 0.00E+00                   | 5.99E+03          | 0.00E+00 |
| Cd-115m | 0.00E+00                   | 1.80E+03          | 0.00E+00 |
| Sn-119m | 6.72E+03                   | 0.00E+00          | 0.00E+00 |
| Sn-123  | 5.03E+04                   | 0.00E+00          | 0.00E+00 |
| Sn-126  | 3.89E+03                   | 0.00E+00          | 0.00E+00 |
| Sb-124  | 1.44E+03                   | 3.88E+00          | 0.00E+00 |
| Sb-125  | 8.99E+04                   | 2.42E+02          | 0.00E+00 |
| Te-123m | 9.65E+02                   | 2.31E+00          | 0.00E+00 |
| Te-125m | 8.99E+04                   | 2.42E+02          | 0.00E+00 |
| Te-127  | 7.96E+04                   | 1.90E+02          | 0.00E+00 |
| Te-127m | 7.96E+04                   | 1.90E+02          | 0.00E+00 |
| Te-129  | 8.68E+03                   | 2.08E+01          | 0.00E+00 |
| Te-129m | 1.41E+04                   | 3.36E+01          | 0.00E+00 |
| I-129   | 0.00E+00                   | 0.00E+00          | 0.00E+00 |
| Cs-134  | 0.00E+00                   | 0.00E+00          | 2.61E+05 |
| Cs-135  | 0.00E+00                   | 0.00E+00          | 8.60E+05 |
| Cs-136  | 0.00E+00                   | 0.00E+00          | 9.73E+03 |

↓下記の注釈を削除する。(補正で反映)

注：第三施設の評価においてはスラリー（炭酸塩沈殿処理）の放射能濃度を本表の値の3/4とする。

# 4. 実施計画変更申請内容

修正



## 変更前

表2.2.2-1 評価対象核種及び放射能濃度(2/2)

| 核種      | 放射能濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> ) |                   |          |
|---------|-----------------------------|-------------------|----------|
|         | スラリー<br>(鉄共沈処理)             | スラリー<br>(炭酸塩沈殿処理) | 吸着材3     |
| Cs-137  | 0.00E+00                    | 0.00E+00          | 3.59E+05 |
| Ba-137m | 0.00E+00                    | 0.00E+00          | 3.59E+05 |
| Ba-140  | 0.00E+00                    | 0.00E+00          | 0.00E+00 |
| Ce-141  | 1.74E+03                    | 8.46E+00          | 0.00E+00 |
| Ce-144  | 7.57E+03                    | 3.69E+01          | 0.00E+00 |
| Pr-144  | 7.57E+03                    | 3.69E+01          | 0.00E+00 |
| Pr-144m | 6.19E+02                    | 3.02E+00          | 0.00E+00 |
| Pm-146  | 7.89E+02                    | 3.84E+00          | 0.00E+00 |
| Pm-147  | 2.68E+05                    | 1.30E+03          | 0.00E+00 |
| Pm-148  | 7.82E+02                    | 3.81E+00          | 0.00E+00 |
| Pm-148m | 5.03E+02                    | 2.45E+00          | 0.00E+00 |
| Sm-151  | 4.49E+01                    | 2.19E-01          | 0.00E+00 |
| Eu-152  | 2.33E+03                    | 1.14E+01          | 0.00E+00 |
| Eu-154  | 6.05E+02                    | 2.95E+00          | 0.00E+00 |
| Eu-155  | 4.91E+03                    | 2.39E+01          | 0.00E+00 |
| Gd-153  | 5.07E+03                    | 2.47E+01          | 0.00E+00 |
| Tb-160  | 1.33E+03                    | 6.50E+00          | 0.00E+00 |
| Pu-238  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Pu-239  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Pu-240  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Pu-241  | 1.13E+03                    | 5.48E+00          | 0.00E+00 |
| Am-241  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Am-242m | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Am-243  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Cm-242  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Cm-243  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Cm-244  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Mn-54   | 1.76E+04                    | 4.79E+00          | 0.00E+00 |
| Co-60   | 8.21E+03                    | 6.40E+00          | 0.00E+00 |
| Ni-63   | 0.00E+00                    | 8.65E+01          | 0.00E+00 |
| Zn-65   | 5.81E+02                    | 1.39E+00          | 0.00E+00 |

## 変更後

表2.2.2-1 評価対象核種及び放射能濃度(2/2)

| 核種      | 放射能濃度 (Bq/cm <sup>3</sup> ) |                   |          |
|---------|-----------------------------|-------------------|----------|
|         | スラリー<br>(鉄共沈処理)             | スラリー<br>(炭酸塩沈殿処理) | 吸着材3     |
| Cs-137  | 0.00E+00                    | 0.00E+00          | 3.59E+05 |
| Ba-137m | 0.00E+00                    | 0.00E+00          | 3.59E+05 |
| Ba-140  | 0.00E+00                    | 0.00E+00          | 0.00E+00 |
| Ce-141  | 1.74E+03                    | 8.46E+00          | 0.00E+00 |
| Ce-144  | 7.57E+03                    | 3.69E+01          | 0.00E+00 |
| Pr-144  | 7.57E+03                    | 3.69E+01          | 0.00E+00 |
| Pr-144m | 6.19E+02                    | 3.02E+00          | 0.00E+00 |
| Pm-146  | 7.89E+02                    | 3.84E+00          | 0.00E+00 |
| Pm-147  | 2.68E+05                    | 1.30E+03          | 0.00E+00 |
| Pm-148  | 7.82E+02                    | 3.81E+00          | 0.00E+00 |
| Pm-148m | 5.03E+02                    | 2.45E+00          | 0.00E+00 |
| Sm-151  | 4.49E+01                    | 2.19E-01          | 0.00E+00 |
| Eu-152  | 2.33E+03                    | 1.14E+01          | 0.00E+00 |
| Eu-154  | 6.05E+02                    | 2.95E+00          | 0.00E+00 |
| Eu-155  | 4.91E+03                    | 2.39E+01          | 0.00E+00 |
| Gd-153  | 5.07E+03                    | 2.47E+01          | 0.00E+00 |
| Tb-160  | 1.33E+03                    | 6.50E+00          | 0.00E+00 |
| Pu-238  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Pu-239  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Pu-240  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Pu-241  | 1.13E+03                    | 5.48E+00          | 0.00E+00 |
| Am-241  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Am-242m | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Am-243  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Cm-242  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Cm-243  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Cm-244  | 2.54E+01                    | 1.24E-01          | 0.00E+00 |
| Mn-54   | 1.76E+04                    | 4.79E+00          | 0.00E+00 |
| Co-60   | 8.21E+03                    | 6.40E+00          | 0.00E+00 |
| Ni-63   | 0.00E+00                    | 8.65E+01          | 0.00E+00 |
| Zn-65   | 0.00E+00                    | 0.00E+00          | 0.00E+00 |

↓下記の注釈を削除する。(補正で反映)

注：第三施設の評価においてはスラリー（炭酸塩沈殿処理）の放射能濃度を本表の値の3/4とする。

## 4. 実施計画変更申請内容

新規

TEPCO

変更前

(記載なし)

変更後

↓下記の記載を追加する。(補正で反映)

添付資料-7 使用済セシウム吸着塔一時保管施設における高性能容器(HIC)の敷地境界線量評価について

使用済セシウム吸着塔一時保管施設のうち、第三施設における高性能容器(HIC)の敷地境界線量評価では、表2.2.2-1に記載の放射能強度を用いて評価を行っている。

また、表2.2.2-1に記載の放射能強度を用いてHICの表面線量率を評価し、これに裕度を有した値を保管時の制限値としている。

しかし、2022年9月までに保管したHICの表面線量率(実測値)は評価値に比べて十分低いことから、表2.2.2-1に記載の放射能強度を用いた敷地境界線量評価は保守的な評価となっている。

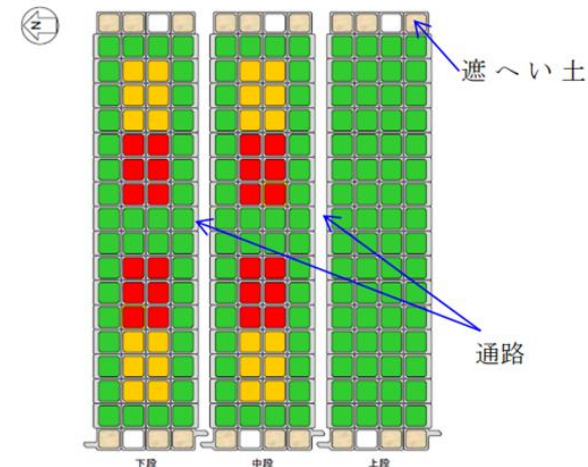
このため、敷地境界線量評価値は、より実態に近づけるものとする。具体的には、表2.2.2-1に記載の放射能強度を用いた敷地境界線量評価値に約3/4を乗じた値を評価結果値とする。

## 5. 第三施設の敷地境界線量評価の見直し

- 第三施設は、敷地境界での線量影響を抑制するため、高線量HIC（赤・黄）をボックスカルバート群の内側に、低線量HIC（緑）を外側に配置するようHIC容器表面線量に基づく制限を設定している。
- 低線量HICの保管場所には従来、表面線量20mSv/h以下の制限を設定している。これは、スラリー（炭酸塩沈殿処理）がHICに、実施計画Ⅲ章※<sup>1</sup>に記載の濃度にて充填されている際の評価値が28mSv/h※<sup>2</sup>であることから、これに裕度を有した値として設定したものである。
  - ※1：Ⅲ特定原子力施設の保安 第3編2.2.2敷地内各施設からの直接線ならびにスカイシャイン線による実効線量
  - ※2：多核種除去設備の実施計画（2.16.1添付資料4）に記載。HICを円柱形状でモデル化し、QAD-CGGP2Rを使用して線量当量率を算出。
- しかし、実際の使用済HICの表面線量はほぼ全数が20mSv/h以下であり、平均値は1mSv/h以下である。このため、実施計画Ⅲ章の敷地境界線量評価が過度に保守的となっている。

- 以上の経緯より実施計画Ⅲ章の敷地境界線量評価は、より実態に近づけるものとする。
- 具体的には、表2. 2. 2-1に記載の放射能強度を用いた敷地境界線量評価値に約3/4を乗じた値を評価結果値とする。

### ・既認可の実施計画の記載



- : 0~450mSv/h の HIC 格納エリア (評価モデルは 470mSv/h)
- : 0~100mSv/h の HIC 格納エリア (評価モデルは 120mSv/h)
- : 0~ 20mSv/h の HIC 格納エリア (評価モデルは 28mSv/h)

下段、中段、上段における HIC 配置

## 5. 第三施設の敷地境界線量評価の見直し

修正

TEPCO

- 2022年9月29日時点で第三施設に格納している3394基を対象とし、HICの表面線量に関する情報を以下に示す。
- 大半のHICの表面線量は1mSv/hを下回っており、表面線量の平均値は0.55mSv/hである。

### ・ HIC表面線量の度数分布表

| 表面線量       | 基数   |
|------------|------|
| 20mSv/h以上  | 1    |
| 15～20mSv/h | 2    |
| 10～15mSv/h | 6    |
| 5～10mSv/h  | 22   |
| 1～5mSv/h   | 562  |
| 1mSv/h未満   | 2801 |
| 全数         | 3394 |

### ・ 表面線量の高いHIC（1位～5位）

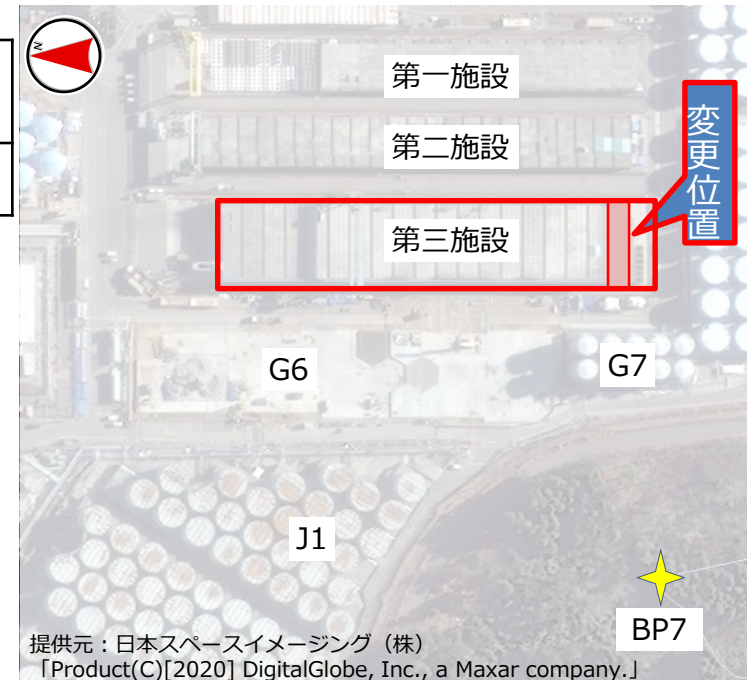
| シリアルNo.      | 表面線量       | 収容物     |
|--------------|------------|---------|
| PO641180-146 | 22.78mSv/h | 吸着材     |
| PO637802-8   | 17.35mSv/h | 吸着材     |
| PO646393-36  | 16.68mSv/h | 吸着材     |
| PO646393-209 | 11.71mSv/h | 炭酸塩スラリー |
| PO641180-130 | 11.68mSv/h | 吸着材     |

## 5. 第三施設の敷地境界線量評価の見直し

- 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の敷地境界線量は、本申請により減少する。
  - 変更前： $1.76 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$
  - 変更後： $1.53 \times 10^{-2} \text{mSv/年}$  ※本施設の最寄りの評価点であるBP7の値
- 線量が減少する理由は以下の通り。
  - ・ HICの表面線量実績より、敷地境界線量評価値を見直し。
  - ・ 標高記載誤り(2020年8月12日面談実施)を反映し、適切な標高にて線量再評価を実施。

| (単位:mSv/年) | 現状(既認可)<br>※1         | 変更後<br>※2             | 変更後<br>※3             | HIC放射線量<br>見直し後※4     |
|------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 第三施設       | $1.76 \times 10^{-2}$ | $2.07 \times 10^{-2}$ | $2.01 \times 10^{-2}$ | $1.53 \times 10^{-2}$ |

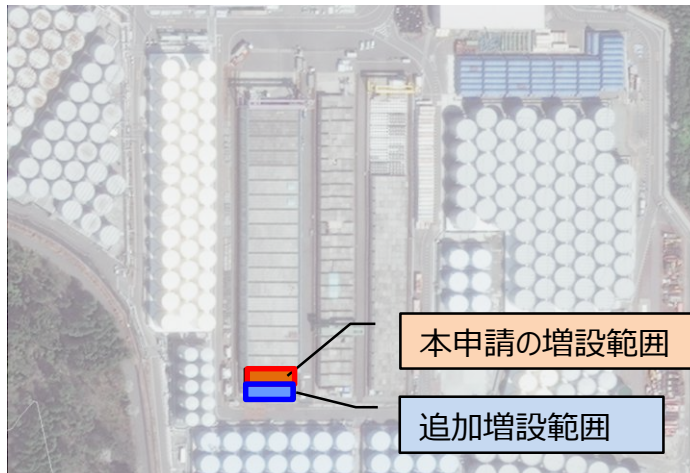
- ※1 現在のHIC3,456基格納時の第三施設全体のBP7における敷地境界線量の値。
- ※2 本申請の格納数変更のみを反映した値。(標高記載誤り反映前)
- ※3 第三施設の標高記載誤り(2020年8月12日面談実施)を反映し、適切な標高(T.P.約35m)に見直した値。
- ※4 更にHICの表面線量実績より、評価値を見直した値。



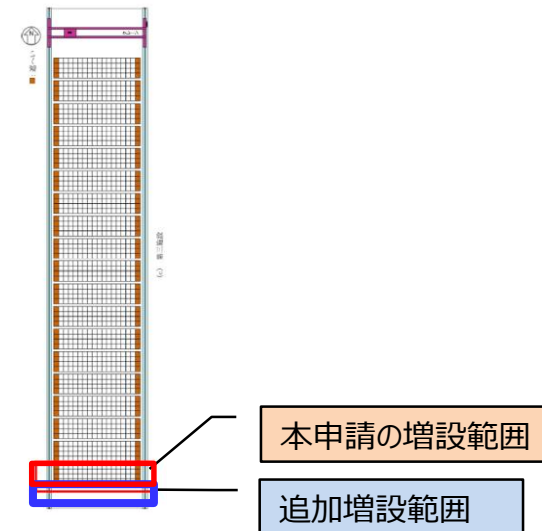


## 6. H I C保管容量の推移について

- 既に実施計画の認可を受けているHIC保管容量（4,192基）に加え、本申請により増設する第三施設の192基（下図、赤枠部分）の追加およびHIC発生量低減対策によりHICの保管容量ひっ迫時期は、2025年6月頃としている。
- 上記に加え、さらに192基（下図、青枠部分）の増設エリアを確保しており、合計4,576基のHIC保管容量とする。（本申請の範囲外）
- 以上の措置により、多核種除去設備及び増設多核種除去設備から発生する使用済HICの十分な保管容量の確保を行う。



提供：日本スペースイメージング（株）2021.4.8撮影  
Product(C)[2021] DigitalGlobe, Inc., a Maxar company.  
無断転載・複製禁止



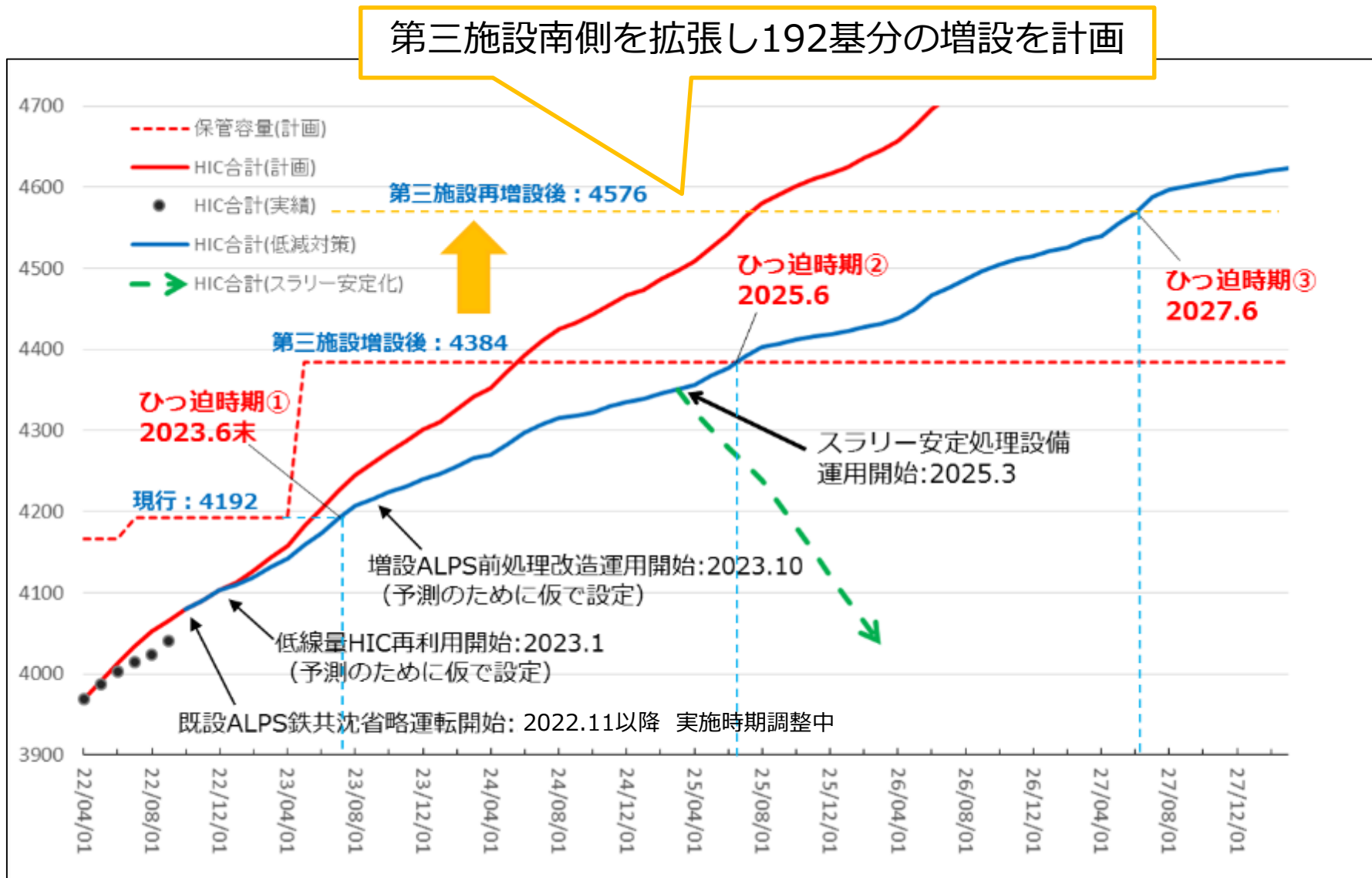
※追加増設範囲は本申請の申請範囲外



## 6. H I C 保管容量の推移について

新規

TEPCO



- 本申請にて増設するボックスカルバート等の設備は、既に認可を受けて供用開始している設備と同一の設計であり変更点は無い。
- 実施計画に記載している運用については手順書に反映し順守している。
  - ✓ HIC取扱い作業時には専任監視員を配置し、クレーンの誤操作等が生じないように監視する。
  - ✓ 吸引車の操作等に必要な要員を確保するとともに、手順書に基づいた漏えい物回収訓練及び吸引車の点検を定期的に行う。
  - ✓ HICの格納時について、視認性の高いカメラを用いることにより、遠隔クレーン操作による荷役を可能にするとともに、クレーンの誤操作や積重ね用架台の設置忘れ等が生じないように、手順書に基づき、専任監視員が監視する。
  - ✓ 労働安全衛生法（クレーン等安全規則）により、震度4以上の場合は、使用再開に先立ってクレーンの点検を行う。
- 津波に対する設計上の考慮については記載を変更する。
  - ✓ 本施設は、津波が到達しないと考えられるT.P.約33.5m以上の場所に設置する。

## 8. 漏えい物の回収対応について

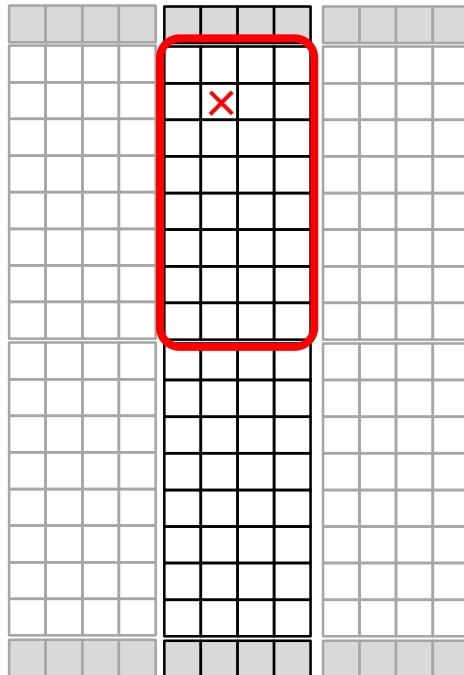
新規

TEPCO

### ■ 当初

隣り合うボックスカルバート(BC)との仕切が低く、漏えい検出器が無かったため、漏えい状況確認のためにはBC群1つに格納する最大96基(8[縦]×4[横]×3[段])の確認が必要。

このため、最大HIC基数(96基)の移設スペースを確保することとしていた。

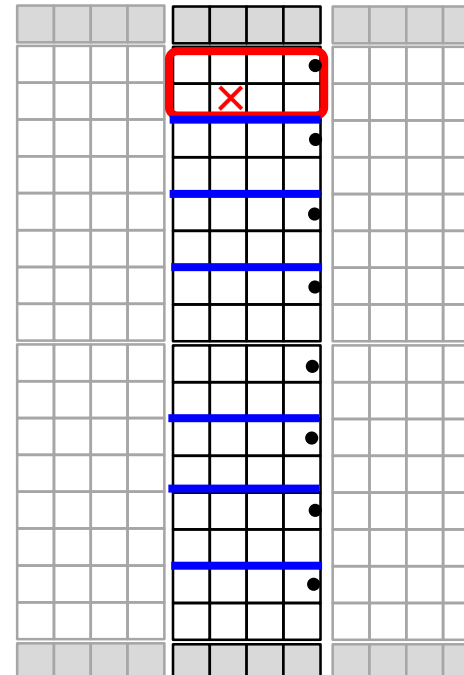


× : 漏えい箇所  
□ : 漏えい想定範囲

### ■ 現在

BC群の内部をパーティションプレートでかさ上げし、各グルーピングに漏えい検出器を設置したため、漏えい状況確認は最大24基(2[縦]×4[横]×3[段])の確認で実施可能。また、従前の運用を踏まえ、漏えい範囲の確認方法を確立。

このため、9基の移設スペースがあれば漏えい物の回収対応が可能。



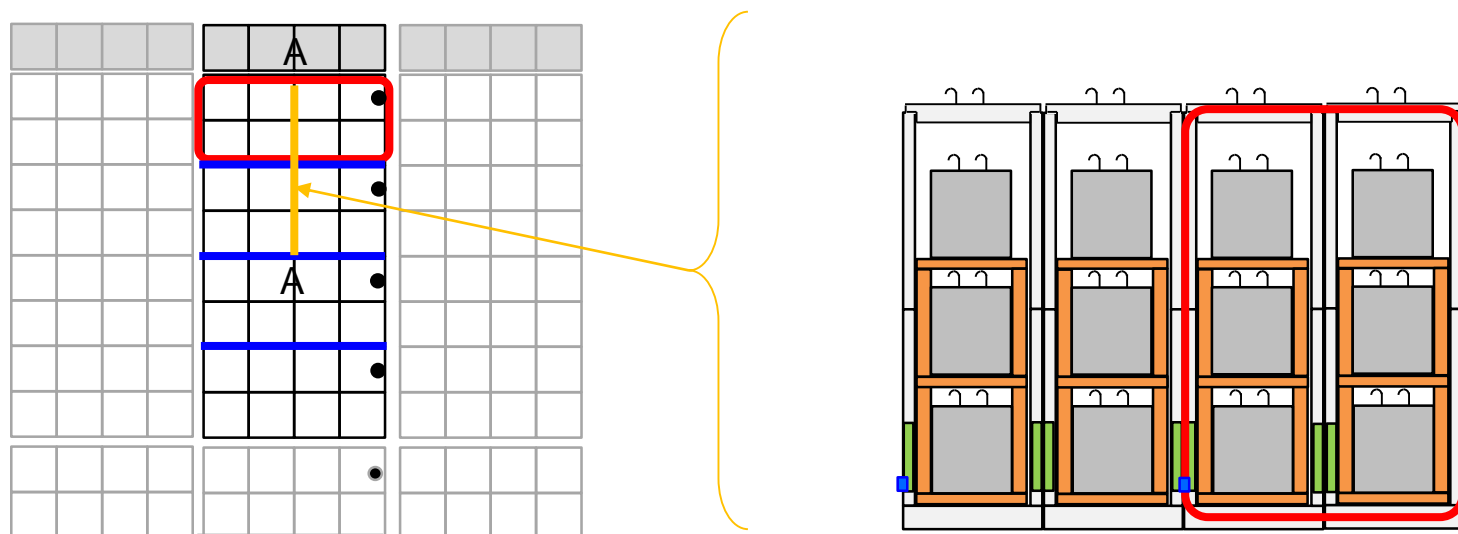
× : 漏えい箇所  
● : 漏えい検出器  
□ : 漏えい想定範囲  
— : パーティションプレート

## 8. 漏えい物の回収対応について

新規

TEPCO

漏えい時の対応手順を以降のページに示す。



A-A断面図

- : 漏えい想定範囲    ● : 漏えい検出器    █ : 通気口  
— : パーティションプレート

## 8. 漏えい物の回収対応について

新規

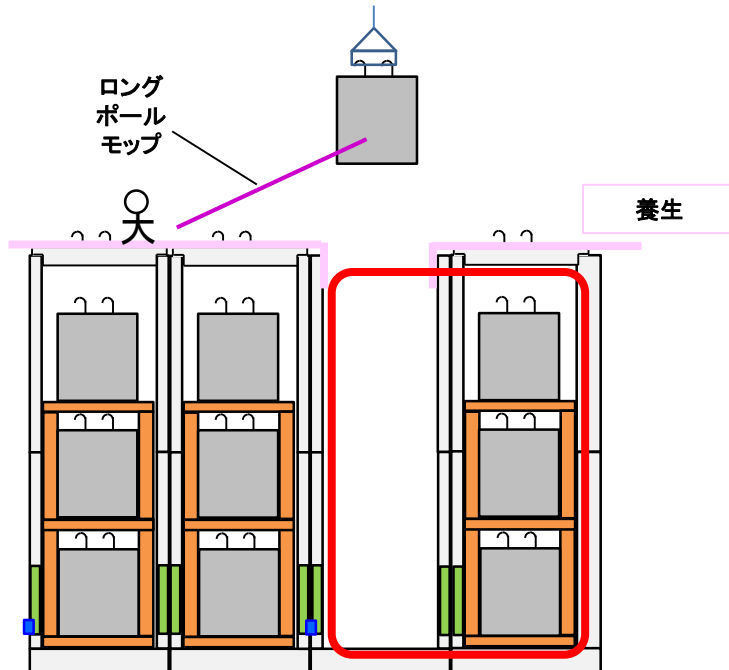
TEPCO

### ■手順①

漏えい警報が発生したグループ内のHIC及び架台を空いているBCに移動する(3基)。

HIC及び架台に漏えい物が付着していた場合、モップで拭き取る。また、漏えいの有無を確認する。

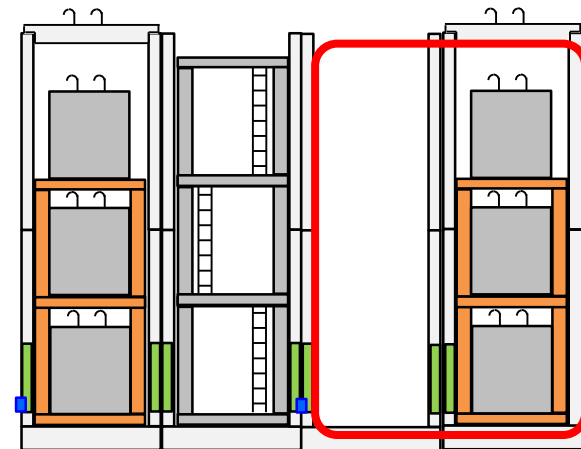
漏えいを確認した場合、手順⑤に移行する。



### ■手順②

漏えいしたHICのグループに隣接するHIC及び架台を空いているBCに移動する(3基)。

移動後、当該箇所にBC内へ入るための昇降用架台、及び遮へい材(最下段のみ)を設置する。



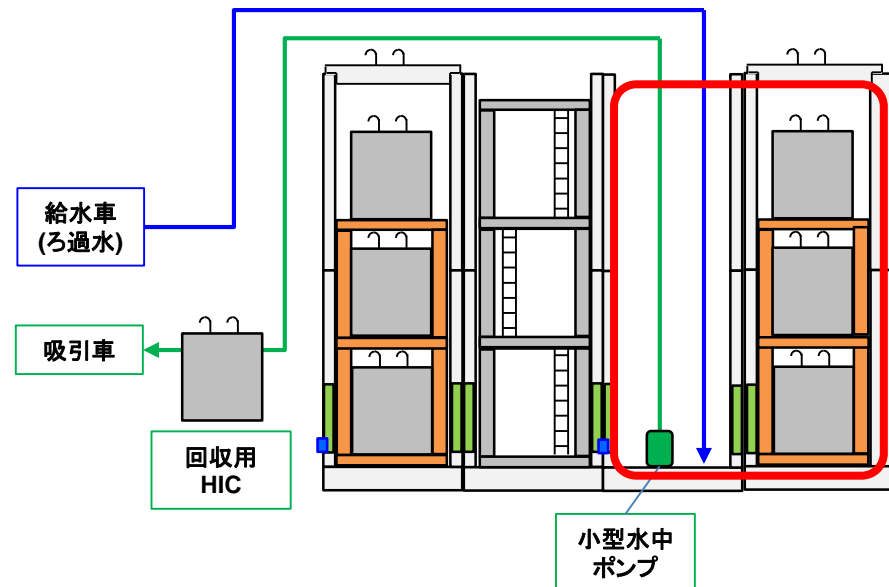
## 8. 漏えい物の回収対応について

新規

TEPCO

### ■手順③

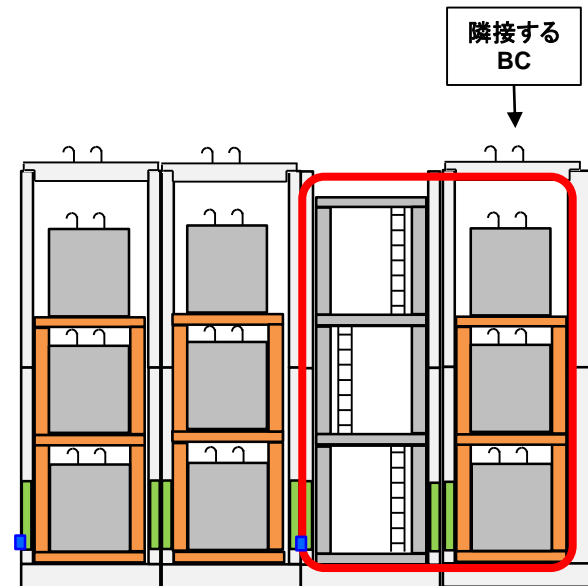
手順①でHICを移動した箇所の漏えい物を回収する。その後、ろ過水にて洗浄(除染)しつつ、洗浄水を回収する。



### ■手順④

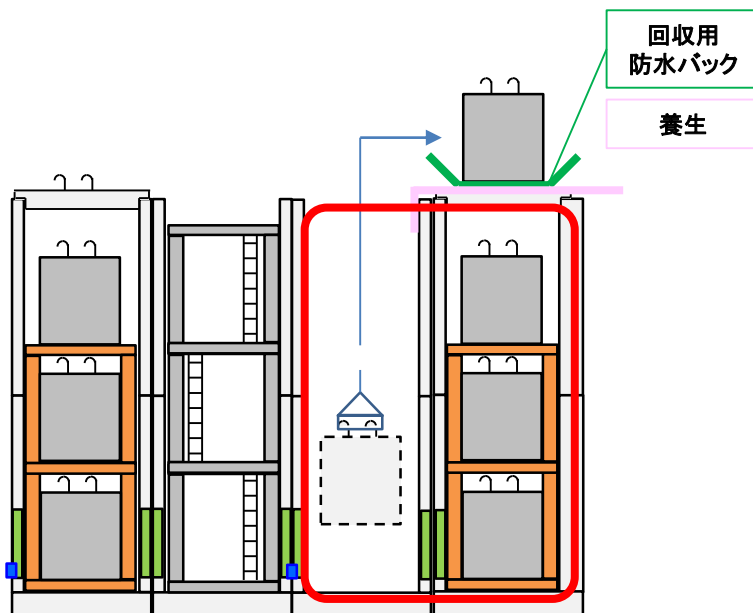
洗浄完了後、当該箇所へ昇降用架台を移動する。その後、昇降用架台があった箇所にHICを再保管する(3基)。

その後、隣接するBCに対し手順①・③を実施する。以降、同グループニング内のBCに対して同様の手順を実施する。



### ■手順⑤

漏えいしたHICを発見した場合は、回収用バックに吊り込み固縛し、保管する。



### ■まとめ

|              |      |
|--------------|------|
| 作業実施に必要な空き容量 | : 6基 |
| 漏えい回収用       | : 2基 |
| 漏えいしたHIC保管用  | : 1基 |
| 計            | 9基   |

- スケジュールは以下の通り。2023年度5月からの運用開始を目標とする。

|           | 2022年度 |      |      |      | 2023年度 |      |    |    |
|-----------|--------|------|------|------|--------|------|----|----|
|           | 1Q     | 2Q   | 3Q   | 4Q   | 1Q     | 2Q   | 3Q | 4Q |
| 許認可<br>工程 |        |      | 審査   |      |        |      |    |    |
| 工事<br>工程  |        | 撤去工事 | 準備工事 | 増設工事 | 使用前検査  | 運用開始 |    |    |

- なお、第三施設の耐震クラス分類に応じた耐震評価は、耐震クラスを想定して評価を進め、2022年度末に評価結果を得る予定。その後、評価結果に応じた補強策等の検討を行う。



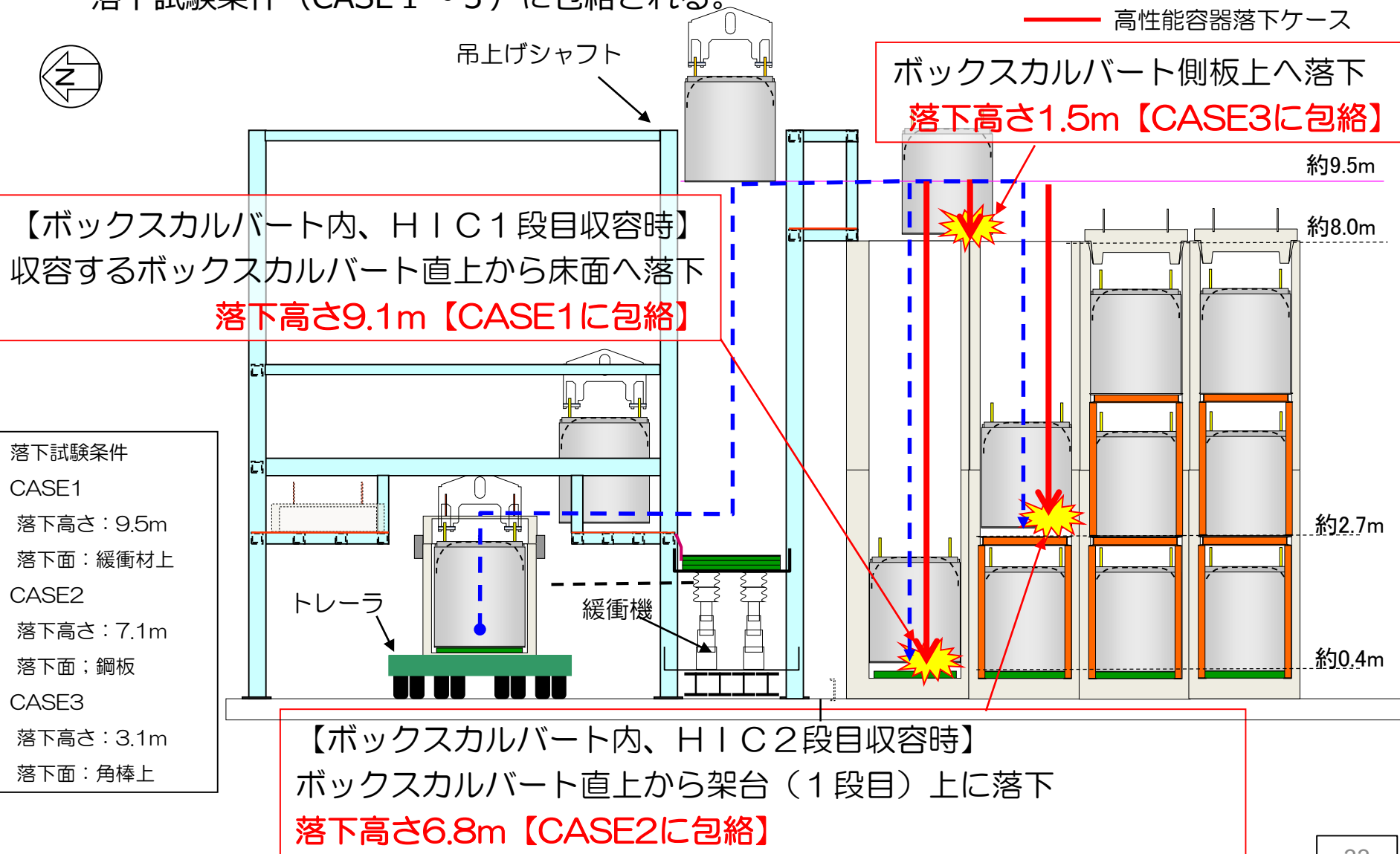
### ■ 地震時

- ✓ クレーンでHICを吊っている状態で荷が揺れるような地震が発生した場合は、荷の揺れが収まるまでクレーンを動作させないこと。荷の揺れが収まったら、HICを安全な場所(ボックスカルバート内やトレーラ上の遮へい内)に着床させる。
  - ✓ 労働安全衛生法（クレーン等安全規則）により、震度4以上の場合は、使用再開に先立ってクレーンの点検を行う。
- HICの移送ルートについては、各ケースでの落下評価を行っており、HICの健全性については問題ないことを確認している。

# 【既認可】 H I C 移送中の落下を想定した H I C の健全性確認

- 施設内のHIC移送経路で想定される落下高さは、いずれもHIC落下試験条件（CASE 1～3）に包絡される。

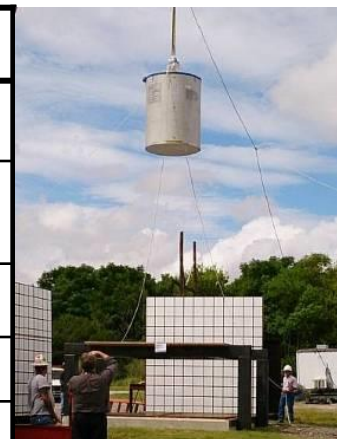
- 吊上げ制限高さ（9.5m）
- - - 高性能容器移送経路
- 高性能容器落下ケース



## ■ HIC (タイプ2) 落下試験結果

第三施設に貯蔵するHIC (タイプ2) は、以下に示すCASE 1～3の条件で落下試験を行っており、いずれのケースも漏えいは確認されなかった。

| 落下試験条件  | CASE 1                                   | CASE 2 | CASE 3          |
|---------|--|--------|-----------------|
| 試験体     | H I C (タイプ2)                             |        |                 |
| 試験重量    | 約4.6t<br>(HIC+補強体：約1.5t, 内容物重量：約3.1t)    |        |                 |
| 落下高さ    | 9.5m                                     | 7.1m   | 3.1m            |
| 落下姿勢    | 垂直自由落下                                   |        |                 |
| 落下面     | ゴムマット緩衝材<br>(厚さ20mm×4層)                  | 鋼板     | 角棒上<br>(幅200mm) |
| 内容物     | 塩化ナトリウム等を含む水溶液※<br>※使用時の内容物 (スラリー) を模擬。  |        |                 |
| 試験回数    | 2回 (1回目：米国, 2回目：日本国内)                    |        |                 |
| 健全性確認方法 | H I C 内容物の漏えいの有無により確認※<br>※補強体底部に確認孔を設ける |        |                 |
| 試験日時    | 1回目：2013/9/19実施<br>2回目：2013/10/7実施       |        |                 |
| 結果      | 漏えいなし                                    |        |                 |



落下試験状況



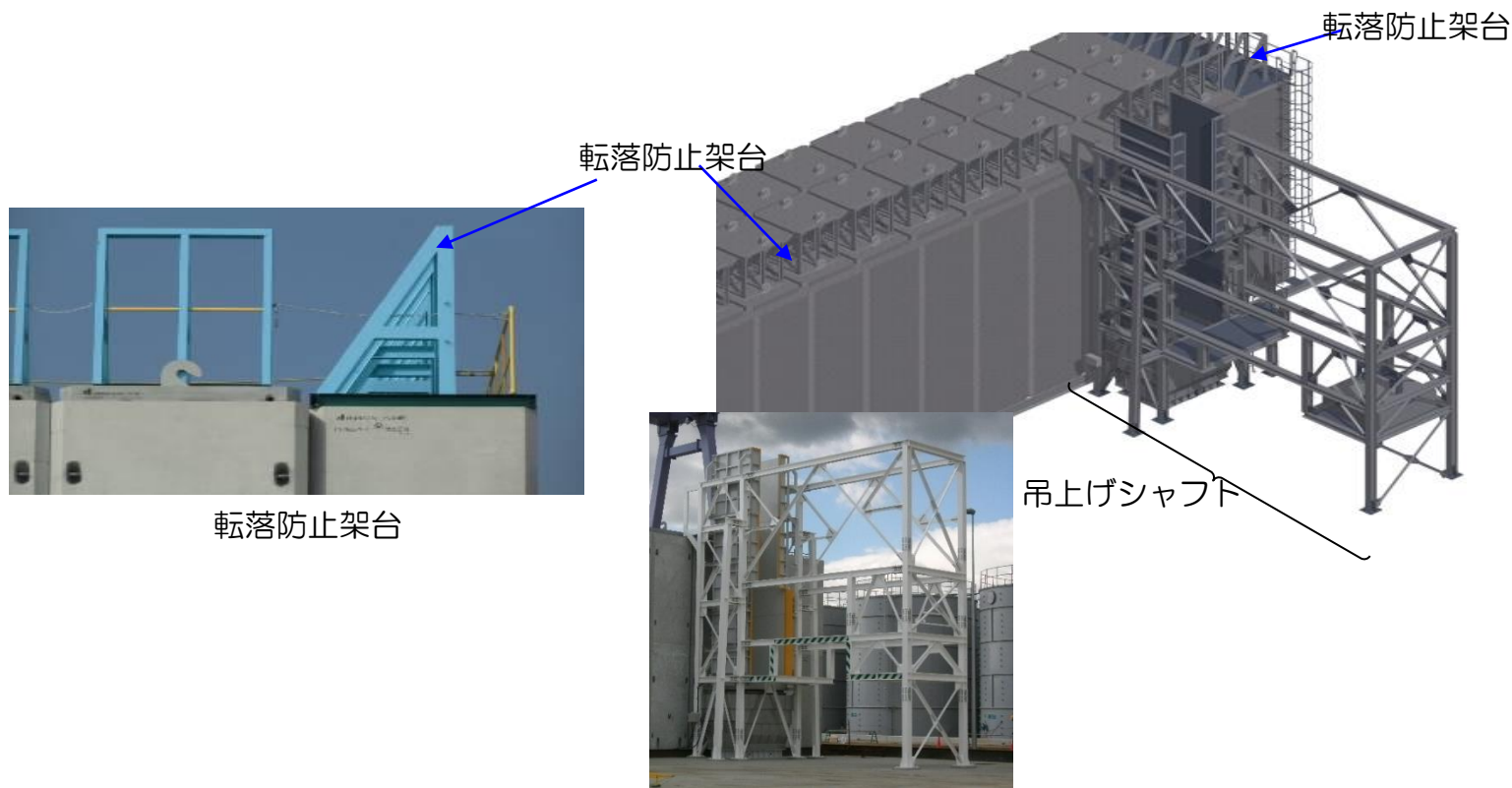
落下後(CASE2)

■ 施設外へのHIC落下防止策

- ✓施設外へのHIC転落を防止するため、ボックスカルバート上端部に転落防止架台を設置
- ✓クレーンの横行リミットは転落防止架台への接触前に動作

■ 施設内におけるHIC落下時の損傷防止策

- ✓門型クレーンの巻上げリミットをHIC落下試験高さ（9.5m）以下に設定
- ✓ボックスカルバート底部に緩衝材を設置し、万一の落下時の衝撃を軽減する。
- ✓HIC直径より大きな隙間を設けないことでHICの横倒れを防止



- 増設するH I C格納用ボックスカルバート192基分については、現在第三施設にて保管しているH I C格納用ボックスカルバート（既保管容量3456基）と同一のものを使用する。したがって、ボックスカルバートの自然災害対策等に対する要求事項は既認可から変更は無い。

#### 自然災害対策等

##### (1)津波

本施設は、アウターライズ津波が到達しないと考えられるT.P.約28m以上の場所に設置する。

⇒本施設は津波が到達しないと考えられるT.P.約33.5m以上の場所に設置する。（補正にて反映）

##### (2)台風・竜巻等

ボックスカルバートおよび架台は重量物であり、台風・竜巻等の強風によって容易に動くことはない。

##### (3)積雪

ボックスカルバートはRC構造であり、架台は鋼製構造物であるので、福島県建築基準法施行細則に基づく積雪荷重に対する強度は十分高い。

##### (4)落雷

落雷が発生しても、ボックスカルバートおよび架台は、使用済みのセシウム吸着塔等を静的に保管する施設であり、安全機能に影響を及ぼすことはない。

##### (5)火災

ボックスカルバートおよび架台は鉄筋コンクリートあるいは鋼製構造物からなり、火災が発生する可能性は低いが、初期消火の対応ができるよう、近傍に消火器を設置する。

#### 【補足説明】

・消火器は第三施設のエリア北側に位置するクレーン操作室及び発電機の近傍に設置している。

- 同一設計のボックスカルバートであり、Ⅱ-2-5「添付資料14表13 確認事項（主要構造物）」および「表14 確認事項（漏えい検出装置及び自動警報装置）」に変更は無い。

表 1 3 確認事項（主要構造物）

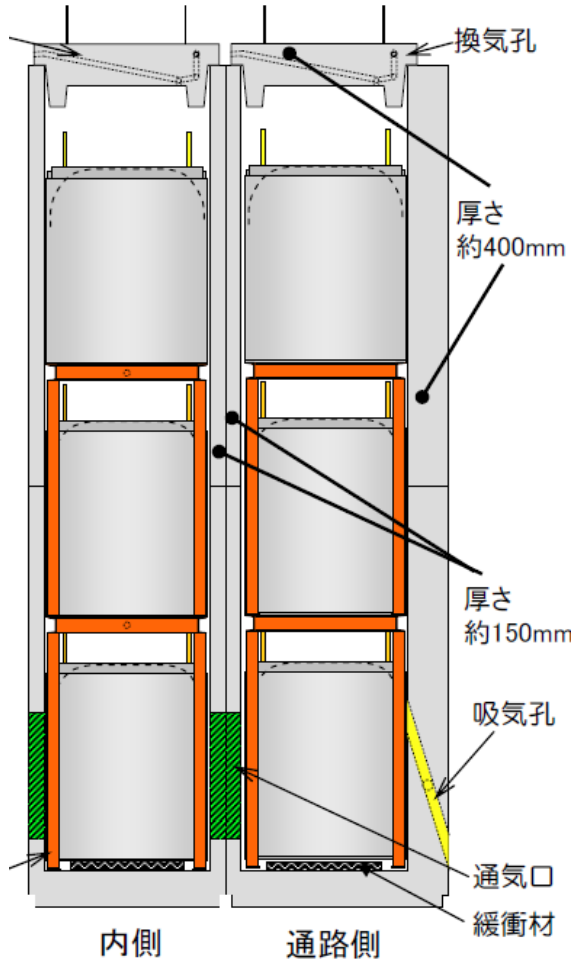
| 確認事項 | 検査項目       | 確認内容  | 判定基準  |
|------|------------|---|---|
| 構造検査 | 材料検査       | 主要構造物（蓋・ボックスカルバート）における主要材料を品質記録にて確認する。  | 蓋：比重 3.2 以上<br>ボックスカルバート：<br>比重 2.3 以上  |
|      | 寸法検査       | 主要構造物（蓋、ボックスカルバート）における主要厚さ寸法を品質記録にて確認する。  | 蓋：約 400mm<br>壁：約 400mm/約 150mm  |
|      | 外観検査       | 各部の外観（確認可能な範囲）を確認する。  | 有意な欠陥がないこと  |
|      | 据付検査       | 主要構造物が実施計画書に記載のとおり据付けされていることを品質記録または目視にて確認する。<br>・連結ボルト<br>・緩衝材<br>・遮へい土砂<br>・換気孔<br>・吸気孔<br>・通気口 | 実施計画のとおり据付されていること   |
|      | 地盤支持力確認    | 支持力試験にて、基礎の地盤支持力を確認する。  | 必要な支持力を有していること。   |
| 機能検査 | 橋形クレーン機能検査 | 橋形クレーンが実施計画書記載のとおり機能することを確認する。  | 横行・走行：転落防止架台に HIC が接触する前に横行・走行リミットが動作し、クレーンが停止すること。<br>巻上げ:HIC 底部-ボックスカルバート設置床の高さが 9.5m 以下となるよう制限できること。 |

表14 確認事項（漏えい検出装置及び自動警報装置）

| 確認事項 | 確認項目    | 確認内容                     | 判定基準                  |
|------|---------|--------------------------|-----------------------|
| 構造強度 | 外観確認    | 各部の外観を確認する。              | 有意な欠陥がないこと。           |
|      | 据付確認    | 検出器の据付位置、据付状態について確認する。   | 実施計画のとおり施工・据付されていること。 |
| 機能   | 漏えい警報確認 | 漏えい信号により、警報が発生することを確認する。 | 漏えいの信号により、警報が発生すること。  |



ボックスカルバート  
概略図



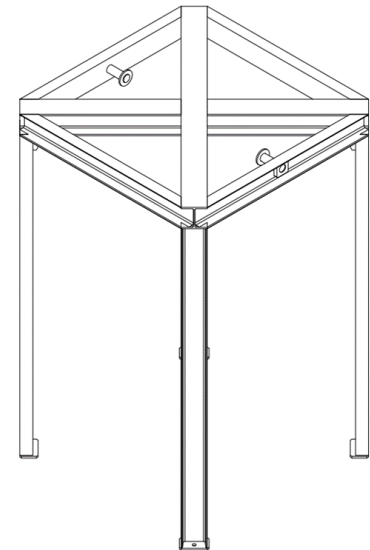
内部状況  
(HICが無い状態)



内部状況  
(HICが有る状態)



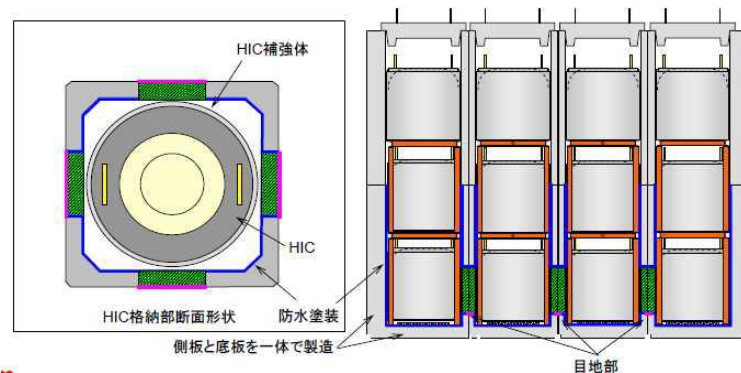
HIC積重ね用架台



■ ボックスカルバートの漏えい発生・拡大防止については以下の通りであり、既認可から変更は無い。

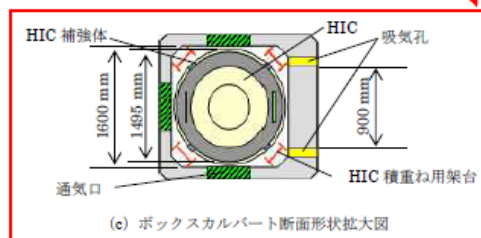
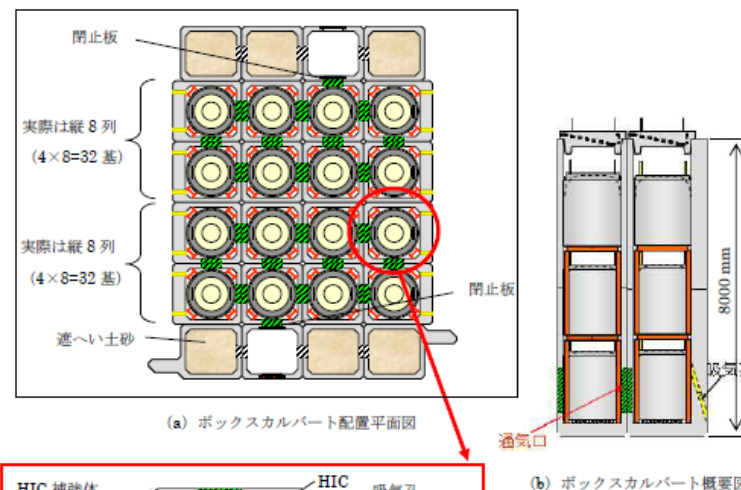
➤ 漏えい拡大防止として、ボックスカルバートは壁と底板を一体としたRC構造であり、HICの全容量を受けきるHIC補強体に次ぐ、第三の漏えいバリアとなっている。

万一、漏えいが発生した場合に浸漬する可能性のある下部材内面には防水塗装を施し、ボックスカルバート間の目地についても、防水施工を実施している。



➤ 吸気孔の設置高さは、ボックスカルバート内でHIC1基が全量漏えいした場合に、漏えい物が当該ボックスカルバート内のみで保持されたとしても、液面が吸気孔の内面下端より低くとどまり、吸気孔が流出路とならないよう配置している。漏えい発生時には、漏えい物は通気口を通して隣接するボックスカルバートに流れ、液面はより低くとどまる。漏えい拡大防止のための防水施工による水密化単位である4列×8行のボックスカルバートは、9基のHICの同時漏えいに耐えうることになる。仮に1箇所のボックスカルバートで3段積みHIC全てが漏えいした場合でも、漏えい物は通気口を通じて隣接するボックスカルバート内へ流れ出ることから、吸気孔を通してボックスカルバート外へ漏れ出ることにはない。(右図(a)(b))

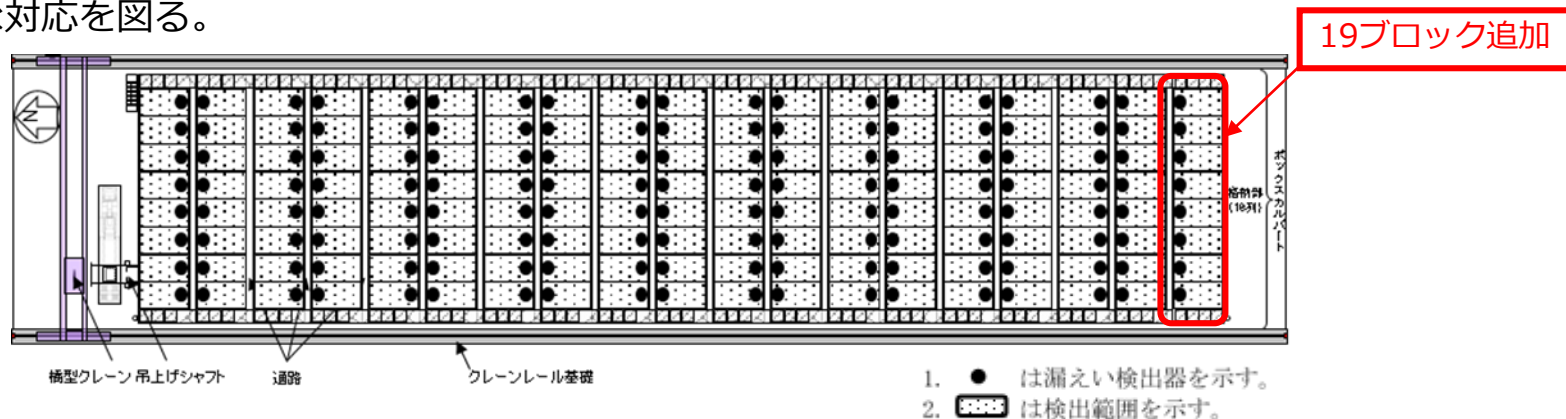
また、HIC補強体とボックスカルバート内壁が接する可能性のある位置と吸気孔の配置位置は水平方向に離してある。(右図(c))中段、上段のHICが漏えいし、かつ、漏えい物がHIC補強体から溢れ出してボックスカルバートの内壁を伝い落ちた場合においても、内壁には漏えい物が真下に流れるように撥水性のある塗装を施すことから、吸気孔を通じてボックスカルバート外へ漏れ出ることにはない。



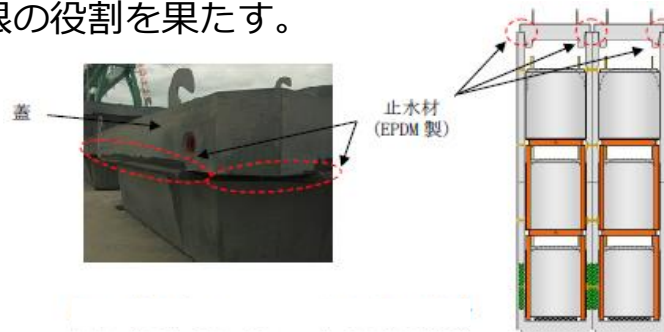


## 【既認可】ボックスカルバートの漏えい検知機能について

- ボックスカルバートの漏えい発生時の検知機能については、既認可から変更は無い。  
また、漏えい検知器は全数取付が完了していることから、今回の申請に合わせて、漏えい検知器未設置エリアのパトロールによる漏えい有無の確認に係る記載の削除を行う。なお、今回申請分のボックスカルバートについては、漏えい検知器の設置完了後に運用を行うため、記載の削除による影響は無い。
- 格納中のHICからの漏えい検出については、HIC1基の全量漏えいにおいて漏えいを検出できるように、漏えい検出装置を設置する。漏えいを検出した場合には、免震重要棟集中監視室等に警報を発生し、適切な対応を図る。

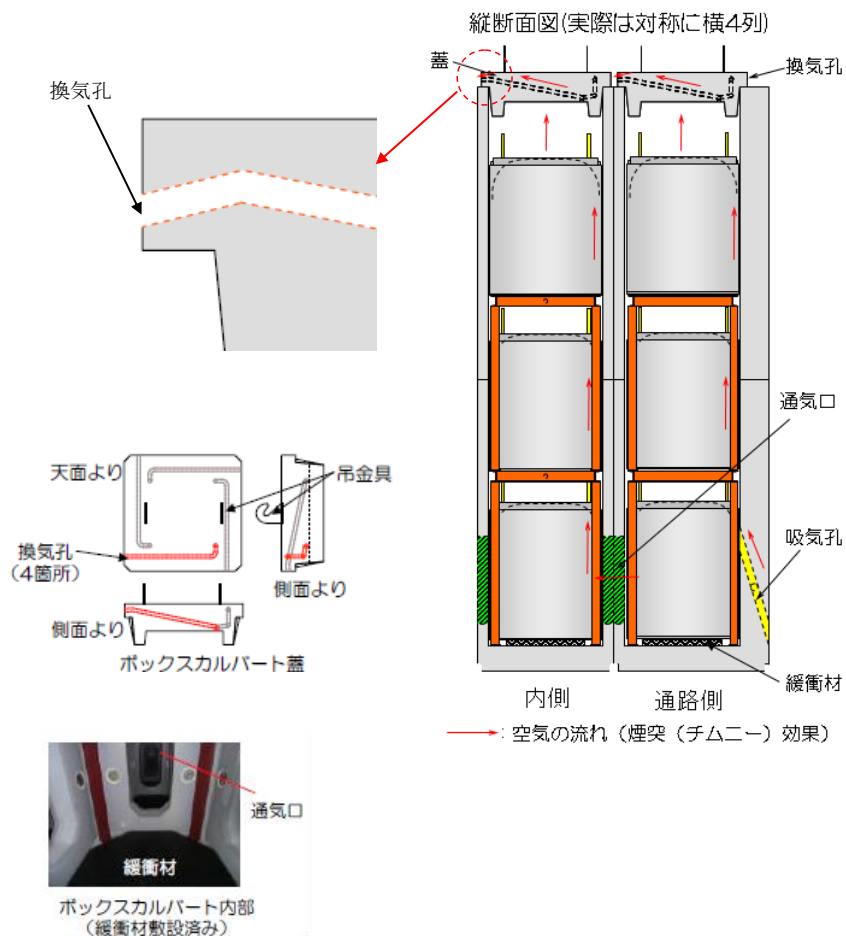


- 蓋とボックスカルバートとの間には止水材を設置しており、雨水等が浸入しない構造としている。そのため、万一ボックスカルバート内でHICからの漏えいが発生した場合においても、ボックスカルバート外の雨水とは隔離されており、蓋が屋根の役割を果たす。



# 【既認可】 H I C 格納時における崩壊熱除去機能および水素滞留防止機能 **TEPCO**

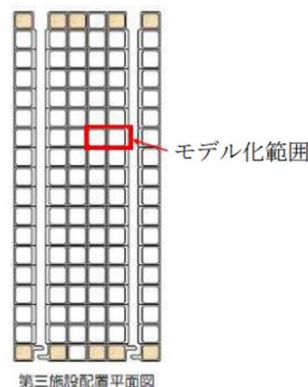
- H I C 格納時における崩壊熱除去機能および水素滞留防止機能については以下の通りであり、既認可から変更は無い。
  - ボックスカルバートは、下部に吸気孔および通気口、蓋に換気孔を設け、崩壊熱及び水素を、HIC 内容物の発熱によるチムニー効果と水素の浮力による上昇流により、自然換気できる設計としている。



- H I C 格納時の温度評価は多核種除去設備の実施計画（2.16.1添付資料5）に記載。以下に概略を示す。

■ 評価条件

- 3次元定常温度評価。
- 高線量HICの代表に吸着材2を選定。発熱量53.7W。
- 低線量HICの代表に炭酸塩沈殿処理スラリーを選定。発熱量6.5W。
- 外気温度40℃。



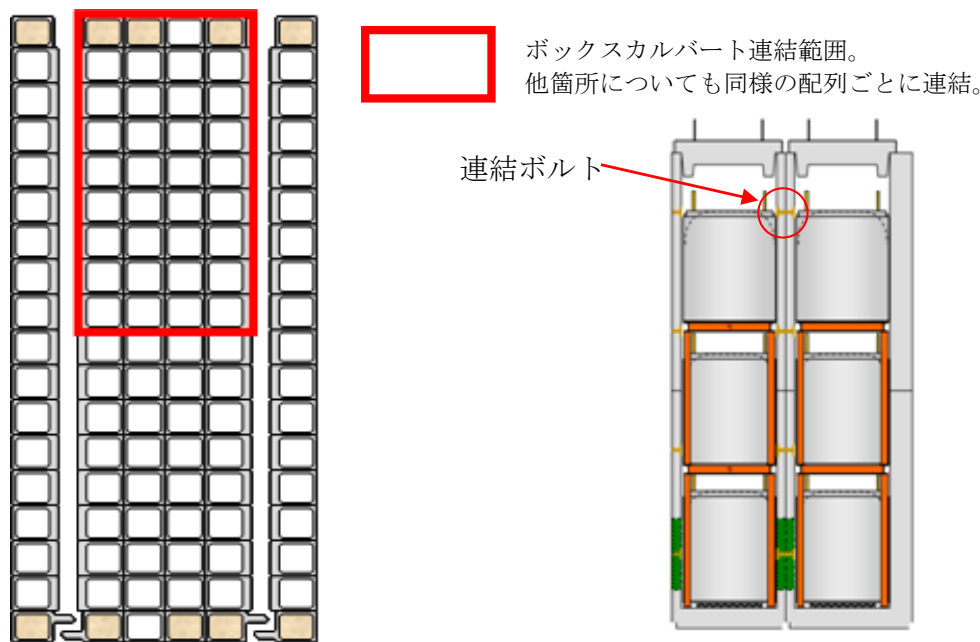
■ 評価結果

- HIC容器の温度は約57℃であり、太陽光からの入熱による温度上昇（約13℃）を加算しても約70℃。
- HIC の設計温度76.6℃に対して低く、安全上の問題は無いと判断。

【補足説明】

- 当該の評価にて、ボックスカルバートの温度は高い場所でも50℃未満。太陽光からの入熱による温度上昇（約13℃）を加算しても70℃未満である。

- ボックスカルバートの耐震・強度評価については以下の通りであり、既認可から変更は無い。
  - ボックスカルバートは、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」のBクラス相当の設備と位置づけられる。耐震性に関する評価にあたっては、「JEAC4601 原子力発電所耐震設計技術規程」に準拠することを基本とするが、必要に応じて現実的な評価を行う。なお参考評価として、耐震Sクラス相当の水平震度（0.60）においても健全性が維持されることを確認した。
  - ボックスカルバートは、4列×9行を単位として相互に連結して転倒し難い構造としている。また、ボックスカルバートの内空と格納するHIC直径との隙間は小さいので、ボックスカルバート内のHICが転倒することはない。



## ■ ボックスカルバートの連結ボルトの強度評価

- ボックスカルバートは、連結ボルトで相互に連結して転倒し難い構造としている。連結ボルトのうち、最も負荷条件の厳しいものについて引抜力を評価した結果、ボルトの許容引張力（許容値）以下となることを確認した。

| 名称                 | 評価項目 | 水平震度 | 算出値 | 許容値 | 単位 |
|--------------------|------|------|-----|-----|----|
| ボックスカルバート<br>連結ボルト | 引抜力  | 0.36 | 11  | 184 | kN |

## ■ ボックスカルバートの転倒評価および滑動評価

- 4列×9行のボックスカルバート群及びその中に格納可能なHIC96基※に対して、地震による転倒モーメントと自重による安定モーメントを算出し、それらを比較することにより転倒評価を行った。評価の結果、地震による転倒モーメントは自重による安定モーメントより小さくなることから、転倒しないことを確認した。 ※ボックスカルバートのうち遮へい土砂を充填する4箇所を除く32箇所にそれぞれHIC3基を格納
- ボックスカルバートに対して、地震時の水平荷重によるすべり力と接地面の摩擦力を比較することにより、滑動評価を実施した。評価の結果、水平震度0.36では地震時の水平荷重によるすべり力が接地面の摩擦力より小さいことから、滑動しないことを確認した。水平震度0.60では、地震時の水平荷重によるすべり力が設置面の摩擦力より大きくなり、滑動すると評価されることから、別途すべり量の評価を実施した。

| 機器名称                           | 評価項目 | 水平震度 | 算出値               | 許容値               | 単位   |
|--------------------------------|------|------|-------------------|-------------------|------|
| 第三施設<br>(HIC96 基とボックスカルバート36基) | 転倒   | 0.36 | $2.8 \times 10^4$ | $7.4 \times 10^4$ | kN・m |
|                                |      | 0.60 | $4.6 \times 10^4$ |                   |      |
|                                | 滑動   | 0.36 | 0.36              | 0.40              | —    |
|                                |      | 0.60 | 0.60              |                   |      |

## ■ すべり量評価

- すべり量は、ボックスカルバート群の設置床に対する累積変位量として、地震応答加速度時刻歴をもとに算出した。評価の結果すべり量が隣り合うボックスカルバートの距離(許容値)を下回ることを確認した。

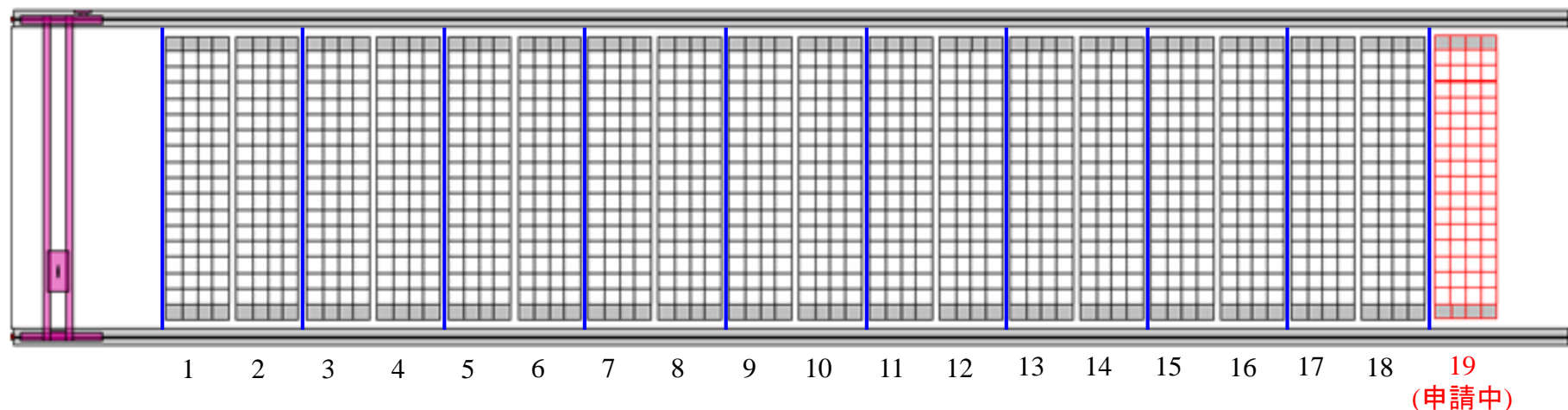
| 機器名称      | 評価項目 | 水平震度 | 算出値  | 許容値 | 単位 |
|-----------|------|------|------|-----|----|
| ボックスカルバート | すべり量 | 0.60 | 57.5 | 400 | mm |

## <ボックスカルバート>

- 本申請で増設する19ブロック目のボックスカルバートは、1～18ブロック目と同様の設計にて製作している。

## <ボックスカルバート基礎>

- ボックスカルバートの基礎は2ブロック毎に設置し、基礎の間を目地で繋いでいる。
- 各基礎は、2ブロック分のボックスカルバート及びHICの自重及び地震荷重を想定して設計している。
- 19ブロック目の基礎も、1～18ブロック目と同様の設計にて設置している。
- なお、過去に別の用途（KURION等格納用ボックスカルバート64基分）で使用していたため基礎は設置済である。





## 【既認可】 作業者の被ばく線量の管理等について

- 作業時の被ばく低減については以下の通りであり、既認可から変更は無い。

作業時の被ばく及び敷地境界線量への影響を軽減した設計とする(図10)

(1) 作業被ばく低減

HICは遠隔クレーン操作で格納する。また作業者が通りうる通路側はボックスカルバートの壁厚を150mmから400mmに増して線量を軽減しており、HIC格納後の通路部線量は最大10 $\mu$ Sv/h程度と評価している。

(2) 敷地境界線量への影響軽減

上方に厚い蓋を設け、高線量HICを下段・中段の内部に配置し、高線量HICから上方や通路側へ放出される放射線を上段及び通路に面する位置に配する低線量HICで遮へいする。

また、施設東西端のボックスカルバート内に遮へい土砂を充填する。\*

\*ボックスカルバート内へのアクセスのため、一部は空運用とする。

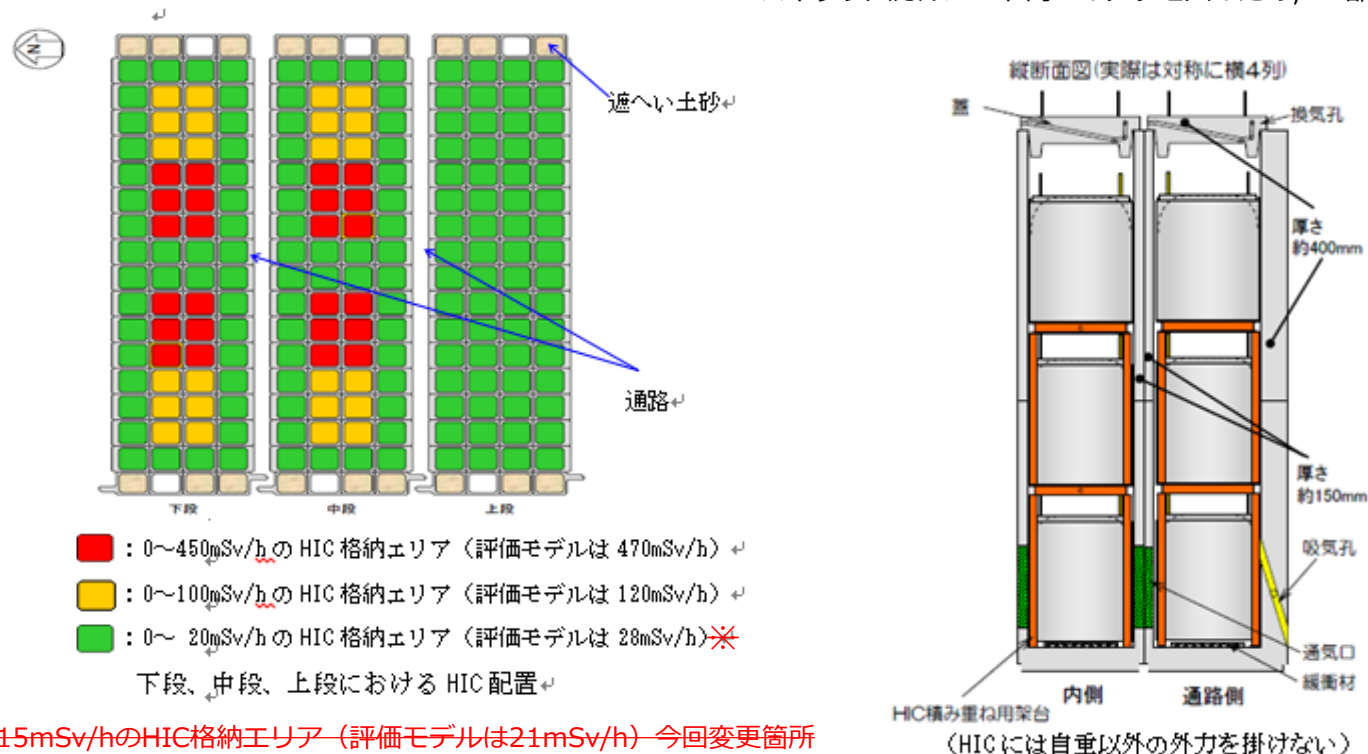


図10 ボックスカルバート概要図



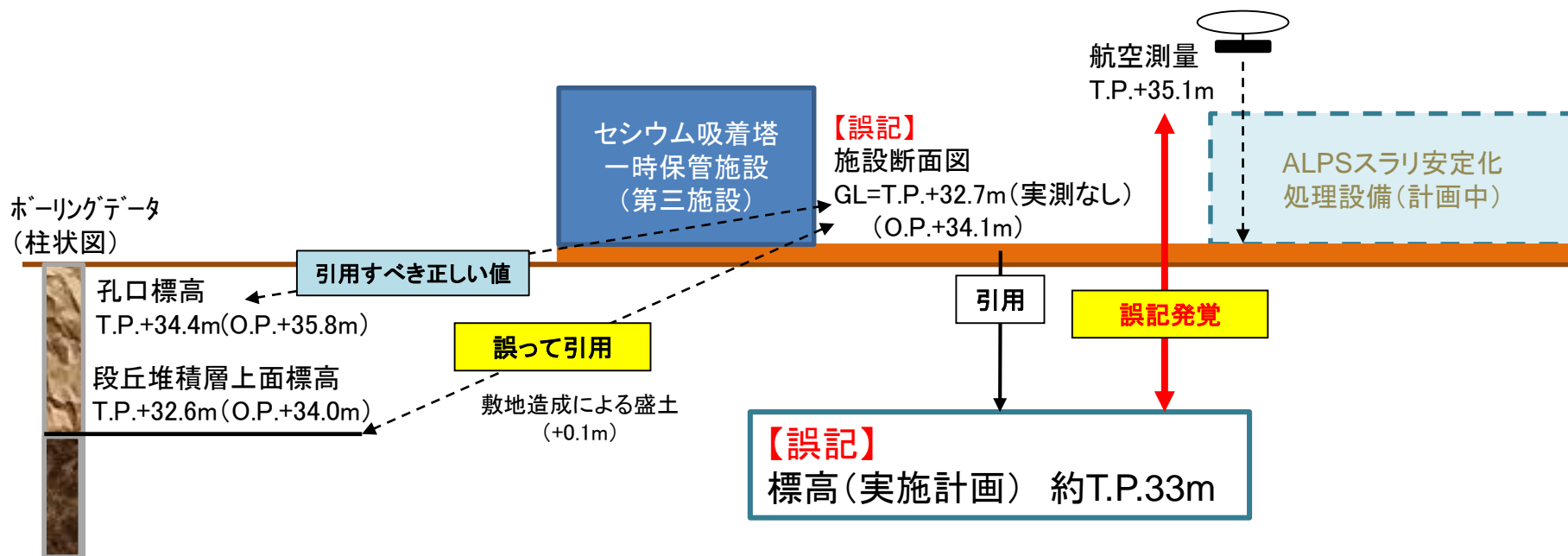
## 【概要】

- 今年3月、福島第一原子力発電所構内において、新規施設の建設計画のために敷地の標高等の実測データを確認していたところ、セシウム吸着塔一時保管施設（第一～第三施設）の実施計画における標高（T.P.※約33m）の記載と実測値（T.P.約35m）に差異があることを確認した。
- その後、実施計画における標高に関する記載が誤った経緯を確認したところ、標高を評価するために使用したボーリングデータの中から本来引用すべき標高データと異なる標高データ（T.P.32.6m）を引用していたことを確認した。
- 今後、セシウム吸着塔一時保管施設の実施計画補正申請に向けて対応する。
- また、他の施設についても実施計画上の標高と各図書（地盤や施設）に記載の数値や実測値との照合を行い、記載に誤りがないか調査を実施する。
- 標高の記載誤りの、施設の安全評価への影響は以下の通り。
  - 津波影響評価については、本件とは別の標高データに基づき評価を実施しており、問題がないことを確認した。
  - 敷地境界線量評価については、セシウム吸着塔一時保管施設（第一～第三施設）について正しい標高値を用いて再評価した結果、既認可の評価値を下回って安全側になることを確認した。他の施設については、上記調査を実施中である。

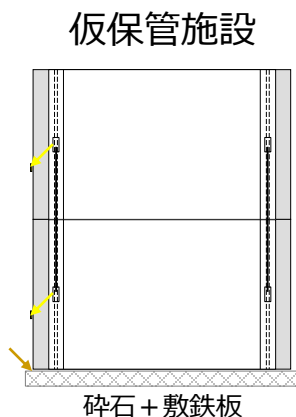
【実施計画の記載内容（抜粋）】

Ⅲ章3.2.2内の5箇所において「線源の標高：T.P.約33m」

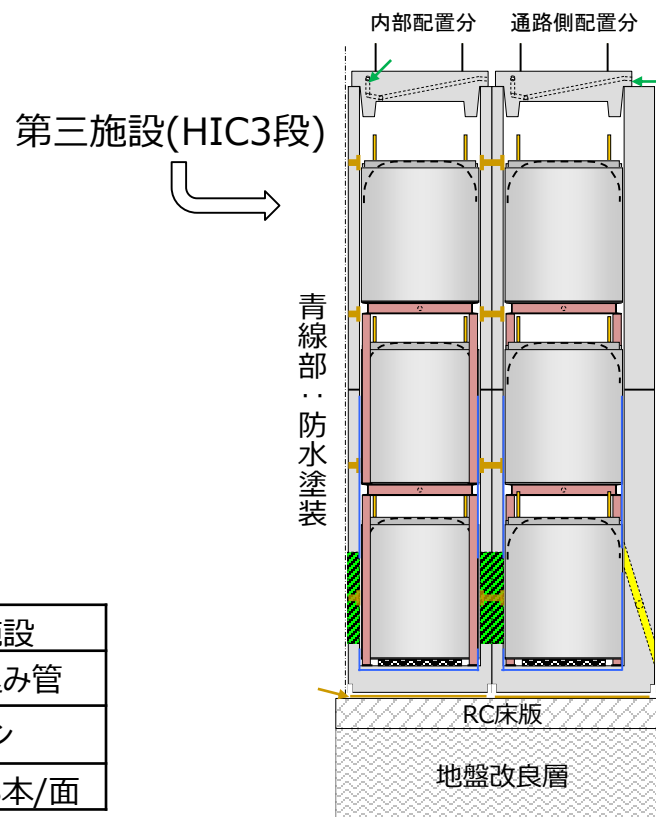
※T.P.：東京湾平均海面



- 2021.2.13の地震による仮保管施設でのボックスカルバートの亀裂については、地盤改良されていないところへ砕石と敷鉄板の上にボックスカルバートが設置されており、地盤沈下の影響によりボックスカルバートの一部に亀裂が入ったものです。また、仮保管施設については2022年11月時点で現在、何も保管されていない状況です。
- 仮保管施設は、セシウム吸着装置（KURION）等の洗浄および一時保管を行う設備であり、第三施設で取り扱うHICと無関係の設備である。
- 第三施設については、地盤改良とR C床版に設置されており、2021.2.13の地震後のボックスカルバートの点検（外観目視）の結果、亀裂等の異常は確認されなかった。

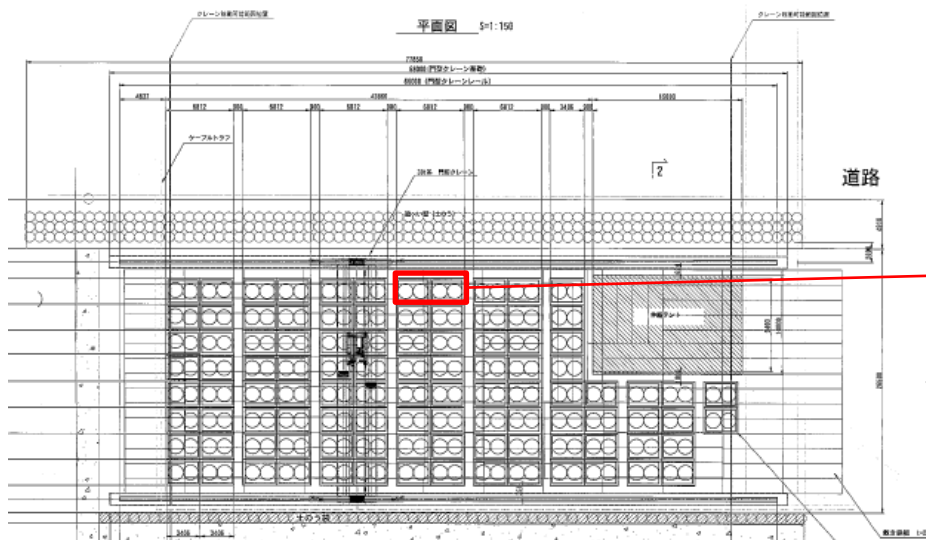


- 連結板(外周のみ。仮保管)
- 間詰コン
- 水素ベント口
- 防水塗装

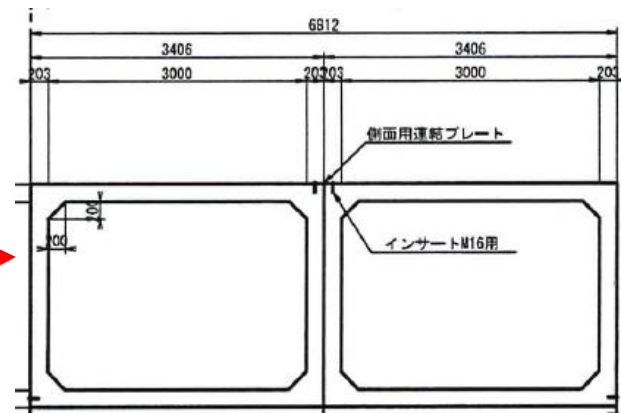


|                   | 仮保管施設  | 第三施設    |
|-------------------|--------|---------|
| 水素ベント             | 不要(開放) | 蓋埋込み管   |
| 地震時の耐滑り性(期待する接着力) | 鉄/コン   | コン/コン   |
| ボックスカルバート間結合      | 外周連結板  | ボルト8本/面 |

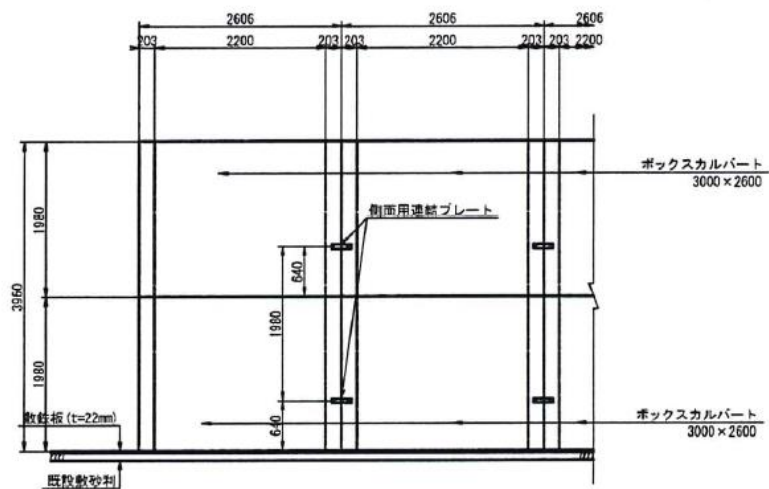
全体平面図



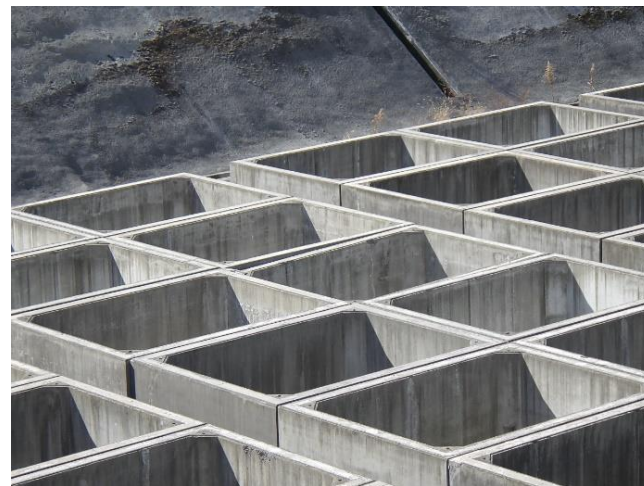
設置平面図



連結図



写真



### ■ クレーン仕様

- ・ 定格荷重：28.98 t
- ・ 吊上荷重：30.38 t
- ・ 揚程：18.193 m
- ・ スパン：38 m
- ・ 操作方式：無線操作／操作室操作／非常時床上押釦操作
- ・ 走行距離：約198 m
- ・ クレーン脱輪防止装置付き

### ■ クレーンの稼働時間

- ・ H I C（1基）取扱に要する時間：約30～40分  
（ボックスカルバート蓋開閉他準備含む：約1.5 H）

### ■ クレーン点検

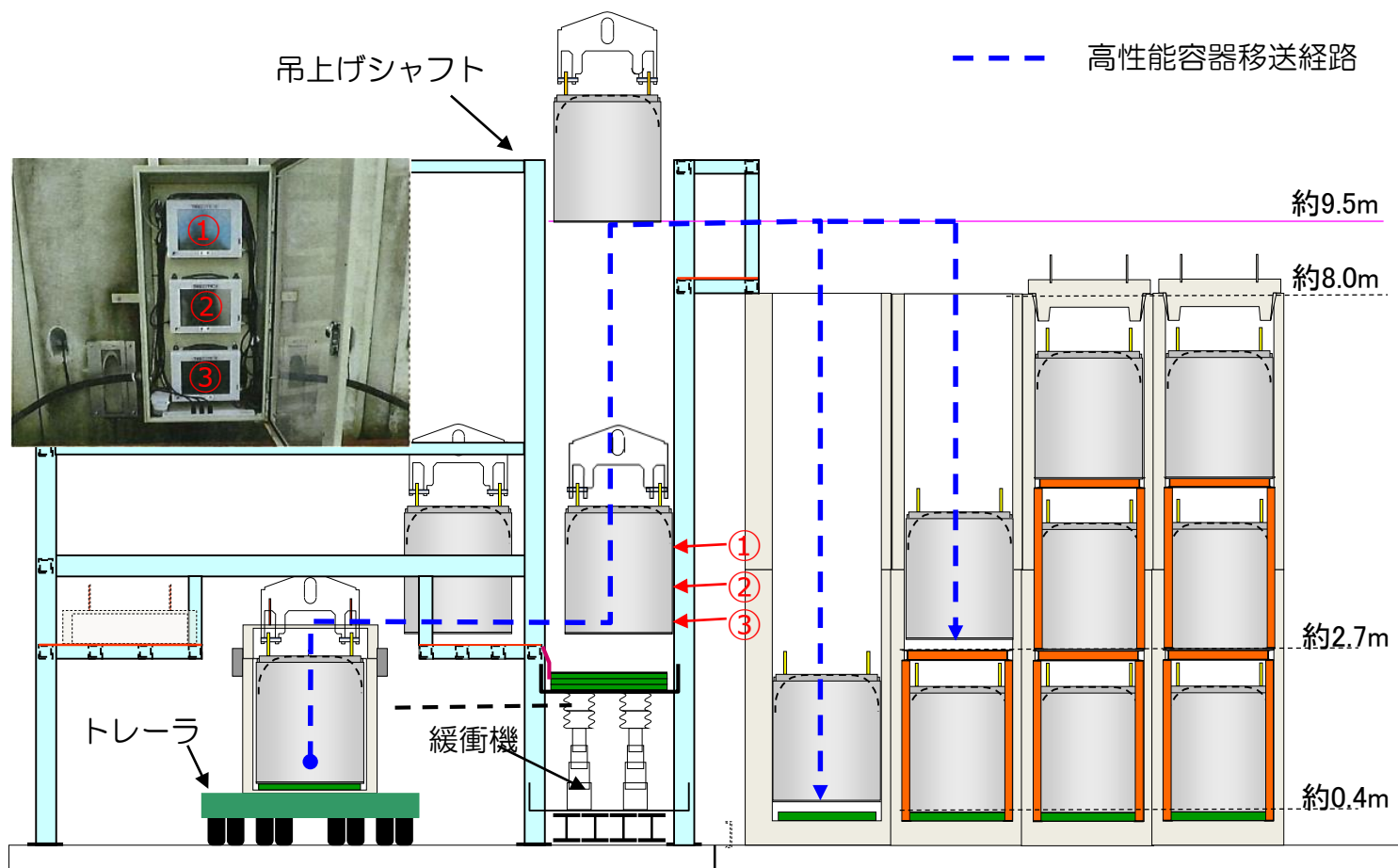
- ・ 2021.2.13地震後の点検結果：異常なし
- ・ 2022.3.16地震後の点検結果：異常なし



第三施設（北面）

## 【参考】 H I C の表面線量の測定について

- H I C の表面線量の測定については、①上・②中・③下段にて、センサーを用い可搬型工リアモニタで測定し（計器誤差を考慮）、一番高い値を測定値として評価している。
- ボックスカルバートへ格納後は、定期的に通路部より指定ポイントの線量測定を行っている。





## 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の増設に関連した、措置を講ずべき事項の該当項目の整理

| 目次                            | 作成対象<br>項目 | 理由  |
|-------------------------------|------------|---|
| I. 全体工程及びリスク評価について講ずべき措置      | ○          | 本変更申請にて増設する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、リスク低減対策に関わる設備であるため   |
| II. 設計、設備について措置を講ずべき事項        |            | (各項目参照)   |
| 1. 原子炉等の監視                    | -          | 本変更申請はRPV/PCV/SFP内の使用済み燃料等に関連する内容ではないため   |
| 2. 残留熱の除去                     | -          | 本変更申請はRPV/PCV内の燃料デブリ、SFP内の燃料体に関連する内容ではないため  |
| 3. 原子炉格納容器雰囲気等の監視等            | -          | 本変更申請はPCV内の気体に関する内容ではないため   |
| 4. 不活性雰囲気等の維持                 | -          | 本変更申請はRPV/PCV内の可燃性ガスに関する内容ではないため  |
| 5. 燃料取出し及び取り出した燃料の適切な貯蔵・管理    | -          | 本変更申請はSFPからの燃料の取出しに関する内容ではないため  |
| 6. 電源の確保                      | -          | 本変更申請によって増設する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、放射性液体廃棄物を保管する設備であり、重要度の特に高い安全機能や監視機能を有し、その機能を達成するために電力を必要とする構築物、系統及び機器に該当しないため                                       |
| 7. 電源喪失に対する設計上の考慮             | -          | 本変更申請は全交流電源喪失時のRPV/PCV内やSFPへの冷却に関する内容ではないため   |
| 8. 放射性固体廃棄物の処理・保管・管理          | -          | 本変更申請は放射性固体廃棄物の処理に関する内容ではないため   |
| 9. 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理          | ○          | 本変更申請にて増設する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、放射性液体廃棄物を保管する設備であるため   |
| 10. 放射性気体廃棄物の処理・管理            | -          | 本変更申請は放射性気体廃棄物の処理に関する内容ではないため   |
| 11. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等 | ○          | 本変更申請により、敷地境界線量の値が変更となるため   |
| 12. 作業員の被ばく線量の管理等             | ○          | 本変更申請にて増設する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、作業員の被ばく線量の管理を行うべき設備であるため   |
| 13. 緊急時対策                     | ○          | 本変更申請にて増設する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、特定原子力施設内に位置するため  |
| 14. 設計上の考慮                    |            | (各項目参照)   |
| ① 準拠規格及び基準                    | ○          | 本変更申請によって増設する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、果たすべき安全機能の重要度を考慮して、適切と認められる規格及び基準によるものである必要があるため   |
| ② 自然現象に対する設計上の考慮              | ○          | 本変更申請によって増設する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計である必要があるため<br>本変更申請によって増設する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、地震以外の想定される自然現象によって、安全性が損なわれない設計である必要があるため |
| ③ 外部人為事象に対する設計上の考慮            | ○          | 本変更申請によって増設する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、安全機能を有する構築物、系統及び機器に該当するため  |
| ④ 火災に対する設計上の考慮                | ○          | 本変更申請によって増設する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、火災により施設の安全性を損なわない設計である必要があるため  |
| ⑤ 環境条件に対する設計上の考慮              | ○          | 本変更申請によって増設する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、経年事象を含む全ての環境条件に適合できる設計である必要があるため   |
| ⑥ 共用に対する設計上の考慮                | -          | 本変更申請によって増設する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、複数の施設間で共用をしないため  |
| ⑦ 運転員操作に対する設計上の考慮             | ○          | 本変更申請によって増設する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、運転員の誤操作を防止する適切な措置を講じる必要があるため   |
| ⑧ 信頼性に対する設計上の考慮               | ○          | 本変更申請によって増設する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、十分に高い信頼性を確保し、かつ維持しうる設計である必要があるため   |
| ⑨ 検査可能性に対する設計上の考慮             | ○          | 本変更申請によって増設する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、それらの健全性及び能力を確認する検査ができる設計である必要があるため   |
| 15. その他措置を講ずべき事項              | -          | その他措置を講ずべき事項はないため   |
| III. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項  | ○          | 本変更申請により、敷地境界線量の値が変更となるため   |
| IV. 特定核燃料物質の防護のために措置を講ずべき事項   | -          | 本変更申請は特定核燃料物質に関する内容ではないため   |
| V. 燃料デブリの取出し・廃炉のために措置を講ずべき事項  | -          | 本変更申請は燃料デブリの取出しやそれに関連した措置に関する内容ではないため   |
| VI. 実施計画を策定するにあたり考慮すべき事項      | -          | 本変更申請は、新規に実施計画の変更認可申請を行うことから、1～3に非該当であるため<br>1. 法第67条第1項の規定に基づく報告の徴収に従って報告している計画等<br>2. 原子力安全・保安院からの指示に従い、報告した計画等<br>3. 法の規定に基づき認可を受けている規定等               |
| VII. 実施計画の実施に関する理解促進          | -          | 本変更申請によって、理解促進に関する取組みに変更はないため   |
| VIII. 実施計画に係る検査の受検            | -          | 本変更申請によって、検査受検の考え方に変更はないため  |

# 1 章 特定原子力施設の全体工程及び リスク評価



## 1.1 特定原子力施設における主なリスクと 今後のリスク低減対策への適合性

特定原子力施設への指定に際し東京電力株式会社福島第一原子力発電所に対して求める措置を講ずべき事項について（平成 24 年 11 月 7 日原子力規制委員会決定）

（以下「措置を講ずべき事項」という。）

#### I. リスク評価について講ずべき措置

1号炉から4号炉については廃炉に向けたプロセス，燃料デブリの取出し・保管を含む廃止措置の完了までの全体工程，5号炉及び6号炉については冷温停止の維持・継続の全体工程をそれぞれ明確にし，各工程・段階の評価を実施し，特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること，特定原子力施設全体及び各設備のリスク評価を行うに当たっては，敷地外への広域的な環境影響を含めた評価を行い，リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分なものであること。

##### 1.1.1 措置を講ずべき事項への適合方針

1号炉から4号炉については廃炉に向けたプロセス，燃料デブリの取り出し・保管を含む廃止措置の完了までの全体工程，5号炉及び6号炉については冷温停止の維持・継続の全体工程をそれぞれ明確にし，各工程・段階の評価を実施し，特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること，廃炉に向けたプロセス，燃料デブリの取り出し・保管を含む廃止措置の完了までの全体工程を改訂していくこととし，特定原子力施設全体のリスク低減及び最適化を図ること，また，特定原子力施設全体のリスク評価を行うに当たっては，敷地外への広域的な環境影響を含めた評価を行い，リスクの低減及び最適化が敷地内外の安全を図る上で十分であるよう設計する。

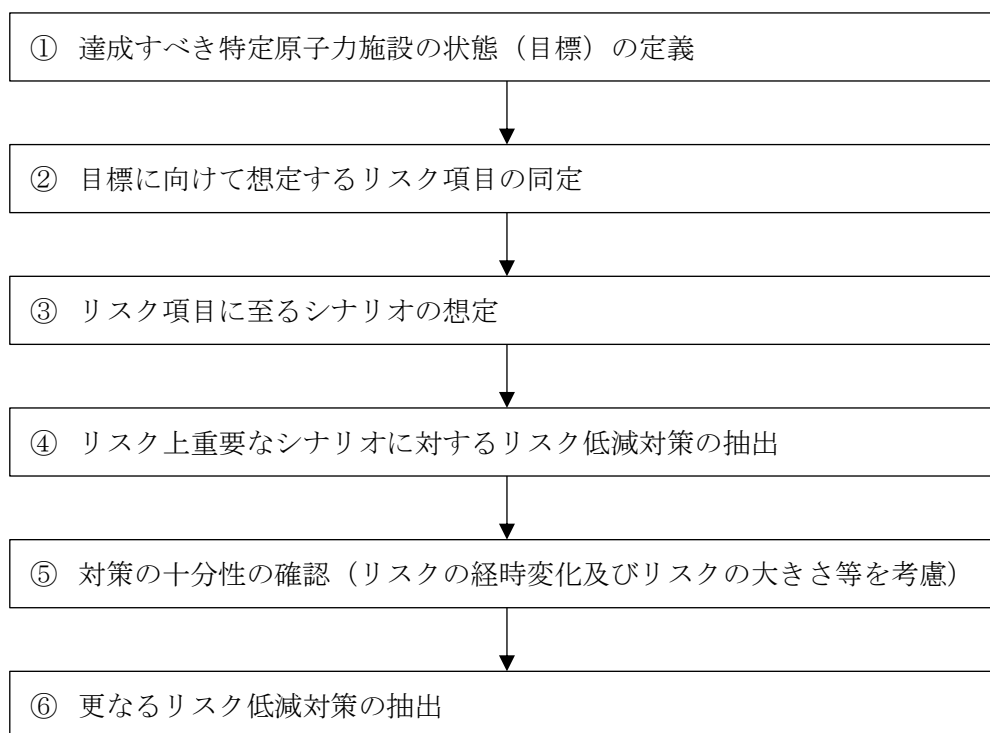
## 1.1.2 対応方針

### (1) リスク評価の考え方

特定原子力施設のリスク評価は、通常の原子力発電施設とは異なり、特定原子力施設全体のリスクの低減及び最適化を図るために必要な措置を迅速かつ効率的に講じていくことを前提として実施する必要がある。以下にリスク評価の実施手順を示す。

また、特定原子力施設におけるリスク評価に関して、現時点で想定される敷地外への影響評価を(2)～(3)に示す。(2)においては、現時点における特定原子力施設の敷地境界及び敷地外への影響評価を示し、(3)においては、リスク評価で想定したリスクに至るシナリオの中で最も影響の高い事象を中心に評価した結果を示す。

#### a. リスク評価の手順



#### ① 達成すべき特定原子力施設の状態（目標）の定義

特定原子力施設におけるリスク評価を実施するに際して、達成すべき状態（目標）を設定した上で目標に向けた活動に係るリスクを評価する必要がある。目標設定については、中長期的な観点で普遍的な目標を大目標及び中目標として設定した。小目標については個々の活動を実施する目的として設定されるものである。

## 【大目標】

特定原子力施設から敷地外への放射性物質の影響を軽減させ、事故前のレベルとする

## 【大目標達成のための中目標】

- 1) プラントの安定状態を維持しながら、廃止措置をできるだけ早期に完了させる
- 2) 敷地外の安全を図る（公衆への被ばく影響の低減）
- 3) 敷地内の安全を図る（作業員への被ばく影響の低減）

### ② 目標に向けて想定するリスク項目の同定

上記①のうち『敷地外の安全を図る』及び『敷地内の安全を図る』が達成できない状態を現状の主たるリスクと考え、以下の具体的なリスク項目を同定した。

『敷地外の安全を図る（公衆への被ばく影響の低減）』に関連したリスク項目

- i) 大気への更なる放射性物質放出
- ii) 海洋への更なる放射性物質放出

『敷地内の安全を図る（作業員への被ばく影響の低減）』に関連したリスク項目

- iii) 作業員の過剰被ばく

### ③ リスク項目に至るシナリオの想定

リスク評価を行うに当たっては危険源の同定が必要であり、特定原子力施設においては、放射性物質の発生源をその危険源として考え、放射性物質の発生源毎にリスク項目に至るシナリオを想定する。

また、作業員の過剰被ばくについては、ICRPの放射線防護の3つの原則である「正当化の原則」、「線量限度の適用の原則」、「最適化の原則」に基づきリスク分析を実施する。

シナリオの想定については全体のリスクを理解しやすいようにするため、まずは特定原子力施設全体として現在の設備や運用でリスクを押さえ込んでいる状態がわかるように整理し、次に設備単位でリスクに至るシナリオを想定した。シナリオの想定に当たっては、設備故障やヒューマンエラーなどの内部事象の他に外部事象を考慮したシナリオを想定する。

#### ④ リスク上重要なシナリオに対するリスク低減対策の抽出

想定したリスクのシナリオに対して現在できているリスク低減対策，今後実施するリスク低減対策を含めて抽出する。対策を抽出する際には，目標とすべき状態とそれを達成するための具体的な対策を検討する。

#### ⑤ 対策の十分性の確認（リスクの経時変化及びリスクの大きさ等を考慮）

上記④で抽出した対策について，短期的，中長期的な視点を踏まえた対策の十分性を検討する。その際に④で抽出した対策を実施した結果として新たに発生するリスク等も抽出する。対策の十分性の確認に際しては，リスクの大きさやリスクの経時的な増減等を考慮したものとする。

#### ⑥ 更なるリスク低減対策の抽出

上記⑤で実施した対策の十分性の確認の結果，特定原子力施設全体のリスクをできるだけ早く低減させる観点から，既存の技術で達成可能で他のプライオリティの高い対策の進捗に影響しないものについては，精力的に対策を講じることを前提として更なるリスク低減対策を抽出する。

### b. リスク低減対策の適切性確認

上記 a で抽出されたリスク低減対策について，個々の対策の優先度を多角的な視点で評価する必要がある。以下に示す考え方は，個々のリスク低減対策の必要性や工程等の適切性を確認し，対策の優先度を総合的に判断するため整理したものである。しかし，適切性確認の視点等は固定的なものではなく，今後の活動の中で柔軟に見直すことを前提としている。

#### (a) 適切性確認の前提条件

- ①作業員の被ばく低減を含む安全の確保が最優先である。
- ②リスク低減対策の必要性の有無は，それぞれの対策について個別に確認することが，第一段階となる。（全体の適切性を確認するための基本）
- ③リスク低減対策の全体計画を構築する際には，多種多様なリスク低減対策について同じ評価項目で定量的に比較することが難しいことを認識し，効率性等も考慮して全体リスクが早く低減することを前提とする。
- ④個々のリスク低減対策の適切性確認を行う際には，組織全体として共有すべき共通的な考え方（視点）を明確にする。
- ⑤個々のリスク低減対策の適切性確認においては，実施するかしないかの判断の根拠となるように対比を明確にする。

## (b) 適切性確認の視点

### ①対策を実施しないリスク

対策を実施する目的に照らして、対策を実施しない又は適切な時期を逃すことにより発生、増大するリスクの有無及び他の対策等に与える影響を確認する。

### ②放射性物質の追加放出リスク

対策の対象となるリスクの大きさを確認するために、敷地外への放射性物質の追加放出の程度を確認するとともに、対策を実施することによるリスク低減効果の程度を確認する。

### ③外部事象に対するリスク

対策を実施した前後の状態において、地震、津波等の外部事象に対するリスクの有無及び他の対策等に与える影響を確認する。また、外部事象に対してより安定的なリスクの押さえ込みができる環境、方法が他にないかどうかを確認する。

### ④時間的なリスクの増減

対策を実施しなかった場合に、時間的にリスクが増減するかどうかを確認する。

(例えば設備の劣化、放射能インベントリの増加に伴うリスク増加)

### ⑤実施時期の妥当性

対策を開始、完了させる時期に対して、環境改善の必要性、技術開発の必要性、他の作業との干渉、全体リスクを速やかに低減させるための対策の順番を確認する。

### ⑥対策を実施するリスク

対策を実施する段階や実施した後に発生、増大するリスクの有無及び他の対策等に与える影響を確認する。また、対策を実施することで発生、増大するリスクには不測の事態においてマネジメントが機能しない可能性も確認する。

### ⑦対策を実施できないリスク

不測の事態等で対策を実施できない場合の計画への影響及び他に選択できる対策の有無を確認する。また、複数の選択肢を持った対策を検討する必要があるかどうかを確認する。

## c. リスク評価時に考慮すべき事項

前述の手順に基づきリスク評価を実施する際には、以下の事項を考慮することにより、特定原子力施設におけるリスクを体系的に俯瞰できるように整理する。

### (a) 放射性物質の量や種類

放射性物質の発生源に着目し、放射性物質の量（インベントリ）や種類（デブリ、燃料集合体、原子炉への注水、雨水の浸入、地下水の浸透等によって原子炉建屋等で発生した高レベルの放射性汚染水（以下「汚染水」という。）等）を考慮したリスク評価を実施することにより、対策の必要性や緊急性を合理的に評価でき、適切かつ効率的なり

スク低減のためのアプローチを行うことができる。

(b) 内部事象と外部事象

リスクが顕在化する起因事象毎にリスク評価を実施することにより、起因事象からのシナリオに応じた適切な対応が行われているか整理することができ、全体を俯瞰したりスク低減対策の漏れ等を洗い出すことができる。

(c) 発生可能性と影響範囲

起因事象からのリスクのシナリオにおける発生可能性や影響範囲を考慮することにより、合理的な対応や広がりやを考慮した対応が取られているかを評価することができる。

(d) 対策の有効性

現状行われている対策や実施予定の対策を多層的に整理し、それぞれの対策の有効性を評価することにより、対策の十分性の確認をよりの確に実施することができる。

(実施計画： I-1-2-1~5)

(2) 特定原子力施設の敷地境界及び敷地外への影響評価

特定原子力施設の敷地境界及び敷地境界外への影響を評価した結果、平成 24 年 10 月での気体廃棄物の追加的放出量に起因する実効線量は、敷地境界において約  $3.0 \times 10^{-2}$  mSv/年であり、特定原子力施設から 5km 地点では最大約  $2.5 \times 10^{-3}$  mSv/年、10km 地点では最大約  $8.9 \times 10^{-4}$  mSv/年であった。

また、敷地内各施設からの直接線・スカイシャイン線による実効線量は、敷地境界において約 9.4mSv/年であり、5km 地点では最大約  $1.4 \times 10^{-18}$  mSv/年、10km 地点では最大約  $2.4 \times 10^{-36}$  mSv/年であった。

一方、文部科学省において公表されている「東京電力株式会社福島第一原子力発電所の 20km 圏内の空間線量率測定結果（平成 24 年 11 月 11 日～13 日）」によると、特定原子力施設から約 5km 地点の空間線量率は  $5.2 \sim 17.8 \mu\text{Sv/h}$ （約 46～約 156mSv/年）、約 10km 地点の空間線量率は  $2.2 \sim 23.5 \mu\text{Sv/h}$ （約 20～約 206mSv/年）である。

これらの結果から、特定原子力施設の追加的放出量等から起因する実効線量は、5km 地点において空間線量率の約 18,000 分の 1 以下であり、10km 地点において空間線量率の約 21,000 分の 1 以下であるため、平常時において 5km 地点及び 10km 地点における特定原子力施設からの影響は極めて小さいと判断する。

(実施計画： I-2-2-1)

### (3) 特定原子力施設における主なリスク

#### a. はじめに

特定原子力施設の主なリスクは、特定原子力施設が放射能を内在することに起因すると考えられ、また、現在の特定原子力施設において放射能を内在するもの（使用済燃料等）は、以下のように整理できる。

- ① 原子炉圧力容器・格納容器内の溶融した燃料（燃料デブリ、1～3号機）
- ② 使用済燃料プールの燃料（1～4号機）
- ③ 5・6号機の使用済燃料プールの燃料
- ④ 使用済燃料共用プールの燃料
- ⑤ 使用済燃料乾式貯蔵キャスクの燃料
- ⑥ 放射性廃棄物

ここでは、上記の放射能を内在するものについて、それぞれ個別に現在の状態におけるリスクを定量的もしくは定性的に評価することにより、現在の特定原子力施設のリスクについて評価する。

（実施計画：I-2-3-1-1）

（中略）

#### ⑥ 放射性廃棄物

特定原子力施設内の放射性廃棄物について想定されるリスクとしては、汚染水等の放射性液体廃棄物の系外への漏えいが考えられるが、以下に示す様々な対策を行っているため、特定原子力施設の系外に放射性液体廃棄物が漏えいする可能性は十分低く抑えられている。

なお、汚染水の水処理を継続することで放射性物質の濃度も低減していくため、万一設備から漏えいした場合においても、環境への影響度は継続的に低減される。

#### 【設備等からの漏えいリスクを低減させる対策】

- ・ 耐圧ホースのポリエチレン管化
- ・ 多核種除去設備等により、汚染水に含まれるトリチウム以外の放射性物質を、東京電力福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関して必要な事項を定める告示（以下「告示」という。）に規定される濃度限度との比の総和が1未満となるよう浄化処理した水（以下「ALPS処理水」という。）の海洋放出による、ALPS処理水等を貯蔵するタンク（以下「中低濃度タンク」という。）の解体・撤去



【漏えい拡大リスクを低減させる対策】

- ・ 中低濃度タンク廻りの堰，土嚢の設置
- ・ 放水路の暗渠化
- ・ 漏えい検知器，監視カメラの設置

また，放射性気体廃棄物については，原子炉格納容器内の温度上昇時の放出がリスクとして考えられるが，これについては燃料デブリに関する注水停止のリスク評価に包含されている。放射性固体廃棄物等については，流動性，拡散性が低いため，敷地内の特定原子力施設からの直接線・スカイシャイン線に関するリスク評価に包含されている。

(実施計画：I-2-3-7-1)

(4) 特定原子力施設の今後のリスク低減対策

現状，特定原子力施設の追加的放出等に起因する，敷地外の実効線量は低く抑えられている（(2)参照）。また，多くの放射性物質を含有する燃料デブリや使用済燃料等において異常時に発生する事象を想定したリスク評価においても，敷地外への影響は十分低いものであると評価している（(3)参照）。

今後，福島第一原子力発電所内に存在している様々なリスクに対し，最新の「東京電力福島第一原子力発電所 中期的リスクの低減目標マップ（以下「リスクマップ」という。）」に沿って，リスク低減対策に取り組んでいく。プラントの安定状態に向けた更なる取組，発電所全体の放射線量低減・汚染拡大防止に向けた取組，ならびに使用済燃料プールからの燃料取り出し等の各項目に対し，代表される様々なリスクが存在している。各項目に対するリスク低減のために実施を計画している対策については，リスク低減対策の適切性確認の視点を基本とした確認を行い，期待されるリスクの低減ならびに安全性，被ばく及び環境影響等の観点から，その有効性や実施の要否，時期等を十分に検討し，最適化を図るとともに，必要に応じて本実施計画に反映する。

また，(3)⑥にて実施する，ALPS 処理水の海洋放出により，廃炉作業に係る敷地などのリソースを有効に活用していくことで，中長期ロードマップに沿った全体工程の達成及びリスクマップに沿ったリスク低減対策を実現していく。

(5) 添付資料

添付資料－1 実施を計画しているリスク低減対策ならびに適切性

(実施計画：I-2-4-1)

表 実施を計画しているリスク低減対策ならびに適切性（抜粋）

| ロードマップ関連項目                |                             | 想定されるリスク | リスク低減対策                      | 目的                             | 対応状況  | 個々の対策に対する適切性                         |  |
|---------------------------|-----------------------------|----------|------------------------------|--------------------------------|---|--------------------------------------|--|
| 発電所全体の放射線量低減・汚染拡大防止に向けた計画 | 放射性廃棄物管理及び敷地境界の放射線量低減に向けた計画 | 水処理二次廃棄物 | ・敷地内被ばくリスク<br>・放射性物質の系外放出リスク | 使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設、第四施設）の設置 | 施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界線量1mSv/年未満を達成するため、瓦礫等の保管施設の増設等を実施する。また、これらの作業により、敷地内全体の雰囲気線量も低減され、作業環境の改善にもなる。 | 第三施設：平成26年2月設置完了<br>第四施設：平成25年6月設置完了 | <p>①「措置を講ずべき事項」に要求されており、対策を実施しない場合、平成25年3月末時点での敷地境界線量1mSv/年未満の目標達成が困難となる。</p> <p>②敷地境界線量の目標達成が目的であり、放射性物質の追加放出リスクは小さい。</p> <p>③対策を実施することにより、竜巻等による瓦礫等の飛散するリスクは低減する。</p> <p>④敷地境界線量の目標達成が目的であり、時間的なリスクの変化はない。</p> <p>⑤平成24年度内に達成することを目標としており、作業としては既に実施している。</p> <p>⑥対策を実施することで、作業員等への被ばくが発生する。その為、線量管理等を適切に実施することが必要。</p> <p>⑦対策を実施できない場合、施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による平成25年3月末時点での敷地境界線量1mSv/年未満が達成できなくなる。なお、代替策は時間的な制約から困難である。また、保管施設設置場所は限界があるため、放射性廃棄物の減容等を確実に実施する必要がある。</p> |

適切性確認の視点 ①対策を実施しないリスク ②放射性物質の追加放出リスク ③外部事象に対するリスク ④時間的なリスクの増減 ⑤実施時期の妥当性 ⑥対策を実施するリスク ⑦対策を実施できないリスク

(実施計画：I-2-4-添1-8)

## 2章 特定原子力施設的设计, 設備

## 2.9 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理 への適合性

措置を講ずべき事項

## II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

### 9. 放射性液体廃棄物の処理・保管・管理

○施設内で発生する汚染水等の放射性液体廃棄物の処理・貯蔵にあたっては，その廃棄物の性状に応じて，当該廃棄物の発生量を抑制し，放射性物質濃度低減のための適切な処理，十分な保管容量確保，遮へいや漏えい防止・汚染拡大防止等を行うことにより，敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。また，処理・貯蔵施設は，十分な遮へい能力を有し，漏えい及び汚染拡大し難い構造物により地下水や漏水等によって放射性物質が環境中に放出しないようにすること。

#### 2.9.1 措置を講ずべき事項への適合方針

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は，保管する廃棄物の性状に応じて，当該廃棄物の発生量を抑制し，放射性物質濃度低減のための適切な処理，十分な保管容量確保，遮へいや漏えい防止・汚染拡大防止等を行うことにより，敷地周辺の線量を達成できる限り低減する。また，十分な遮へい能力を有し，漏えい及び汚染拡大し難い構造物により地下水や漏水等によって放射性物質が環境中に放出しないようにする。

## 2.9.2 対応方針

### ○ 十分な保管容量確保

使用済セシウム吸着塔保管施設は、使用済セシウム吸着塔仮保管施設、使用済セシウム吸着塔一時保管施設で構成する。

使用済セシウム吸着塔一時保管施設は、＜中略＞多核種除去設備、増設多核種除去設備にて発生する二次廃棄物を収容する高性能容器＜中略＞の処理施設等が設置されるまでの間一時的に貯蔵を行う施設であり、＜中略＞高性能容器＜中略＞を取り扱うための門型クレーン、遮へい機能を有するコンクリート製ボックスカルバート等により構成する。

なお、使用済セシウム吸着塔一時保管施設は必要に応じて増設する。

(実施計画：II-2-5-1-5-2)

### ○ 遮へいや漏えい防止・汚染拡大防止

本施設に格納するHICはそれ自体、放射性物質が漏えいしない構造となっているものの、万一の漏えい発生時においても管理されない放出を防止できるよう、ボックスカルバートに漏えい拡大防止機能を持たせた設計とする。

本施設は、敷地境界線量への影響を軽減するほか、放射線業務従事者等の線量を低減する観点からも、放射線を適切に遮へいする設計とする。

(実施計画：II-2-5-添14-2-2)

本施設内でHICを取扱うにあたり、HICの落下防止策、万一を想定したHIC落下時の衝撃緩和策および落下試験による落下時の健全性確認等を実施している。

HICの健全性を確認する落下試験は、本施設に格納するHICの移送経路を網羅するよう計画・実施している。落下試験の結果、本施設で想定する全てのHIC取扱い条件において落下を想定しても、HICの健全性が保たれることを確認した。

万一のHIC落下破損による漏えい時の対応として、HICからの漏えい物の回収作業に必要な吸引車やボックスカルバート内にアクセスするための昇降設備等を配備し、吸引車の操作等に必要な要員を確保するとともに、手順書に基づいた漏えい物回収訓練及び吸引車の点検を定期的に行う。

橋形クレーンの巻上げリミットをHIC落下試験高さ(9.5m)以下に設定する。また、HIC吊上時に吊上げシャフトを使用し、吊上げシャフト内空とHIC直径の隙間を小さくすることで、HICの横倒れ・斜め落下を防止する。さらに、ボックスカルバート内空とHIC直径の隙間についても小さくすることで、ボックスカルバート内でのHICの横倒れ・斜め落下を防止する。

万一の落下時の衝撃を軽減するために、ボックスカルバート内底部、吊上げシャフト緩衝機上面、輸送用容器底部に緩衝材を設置する。なお、強風または地震により荷振れが生じた場合を想定しても、吊上げシャフト内およびボックスカルバート内におけるク

リアランスは小さく、HIC が破損することはない。

本施設外への HIC 落下転落を防止するため、HIC を取扱う作業範囲上のボックスカルバート群外周部に転落防止架台を設置している。また、HIC を格納する際、橋形クレーンの横行・走行リミットは HIC が転落防止架台へ接触する前に動作させるものとし、HIC 格納作業前に横行・走行リミットが動作することを確認する。なお、強風または地震に伴う荷振れにより、万一の接触を考慮した場合においても、落下試験を上回る水平荷重が HIC に加わることは考え難く、HIC の健全性に影響を及ぼすことはない。

HIC 取扱に関しては、手順書に基づき、専任監視員を配置し、クレーンの過巻上げ、横行・走行の逸脱、積重ね用架台設置忘れ等が生じぬよう監視する。

(実施計画：II-2-5-添14-2-2-1)

漏えい拡大防止として、ボックスカルバートは壁と底板を一体とした RC 構造であり、HIC、HIC の全容量を受けきる HIC 補強体に次ぐ、第三の漏えいバリアとなっている。

万一、漏えいが発生した場合に浸漬する可能性のある下部材内面には防水塗装を施し、ボックスカルバート間の目地についても、防水施工を実施している。

吸気孔の設置高さは、ボックスカルバート内で HIC 1 基が全量漏えいした場合に、漏えい物が当該ボックスカルバート内のみで保持されたとしても、液面が吸気孔の内面下端より低くとどまり、吸気孔が流出路とならないよう配置している。漏えい発生時には、漏えい物は通気口を通して隣接するボックスカルバートに流れ、液面はより低くとどまる。漏えい拡大防止のための防水施工による水密化単位である 4 列×8 行のボックスカルバートは、9 基の HIC の同時漏えいに耐えうることになる。仮に一ヶ所のボックスカルバートで 3 段積み HIC 全てが漏えいした場合でも、漏えい物は通気口を通じて隣接するボックスカルバート内へ流れ出ることから、吸気孔を通してボックスカルバート外へ漏れ出ることはない。

また、HIC 補強体とボックスカルバート内壁が接する可能性のある位置と吸気孔の配置位置は水平方向に離してある。中段、上段の HIC が漏えいし、かつ、漏えい物が HIC 補強体から溢れ出してボックスカルバートの内壁を伝い落ちた場合においても、内壁には漏えい物が真下に流れるように撥水性のある塗装を施すことから、吸気孔を通じてボックスカルバート外へ漏れ出ることはない。

格納中の HIC からの漏えい検出については、HIC 1 基の全量漏えいにおいて漏えいを検出できるよう、漏えい検出装置を設置する。漏えいを検出した場合には、免震重要棟集中監視室等に警報を発し、適切な対応を図る。

吊上げシャフト内での万一の HIC の漏えいに対しても、吊上げシャフト内に設置された緩衝機カバーが受けパンの役割を果たす設計としている。HIC からの漏えい物はカバー内に導かれ HIC 内の全量を受けきれ容量を保有する。

なお、蓋とボックスカルバートとの間には止水材を設置しており、雨水等が浸入しな

い構造としている。そのため、万一ボックスカルバート内で HIC からの漏えいが発生した場合においても、ボックスカルバート外の雨水とは隔離されており、蓋が屋根の役割を果たす。

(実施計画：II-2-5-添14-2-2-2)



## 2.11 放射性物質の放出抑制等による敷地 周辺の放射線防護等への適合性

措置を講ずべき事項

## II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

### 1 1. 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等

- 特定原子力施設から大気，海等の環境中へ放出される放射性物質の適切な抑制対策を実施することにより，敷地周辺の線量を達成できる限り低減すること。
- 特に施設内に保管されている発災以降発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量（施設全体からの放射性物質の追加的放出を含む実効線量の評価値）を，平成25年3月までに1 mSv/年未満とすること。

#### 2.11.1 措置を講ずべき事項への適合方針

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は，放射線を適切に遮へいすることで，敷地周辺の線量を達成出来る限り低減するよう設計する。

同設備の増設後においても，敷地内に保管されている発災以降に発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量を1mSv/年未満とする。

## 2.11.2 対応方針

- 平成 25 年 3 月までに、追加的に放出される放射性物質及び事故後に発生した放射性廃棄物からの放射線による敷地境界における実効線量を 1mSv/年未満とするため、下記の線量低減の基本的考え方に基づき、保管、管理を継続するとともに、遮へい等の対策を実施する。

また、線量低減の基本的考え方に基づき、放射性物質の保管、管理を継続することにより、敷地周辺の線量を達成できる限り低減する。

敷地境界における線量評価は、プラントの安定性を確認するひとつの指標として、放射性物質の放出抑制に係る処理設備設計の妥当性の確認の観点と、施設配置及び遮蔽設計の妥当性の確認の観点から施設からの放射線に起因する実効線量の評価を行うものとする。

### 線量低減の基本的考え方

- ・瓦礫等や水処理廃棄物の発生に応じてエリアを確保し保管対策を継続するとともに、廃棄物に対し、追加の遮へい対策を施す、もしくは、遮へい機能を有した施設内に廃棄物を移動する等により、敷地境界での放射線量低減を図っていく。
- ・気体・液体廃棄物については、告示に定める濃度限度を超えないよう厳重な管理を行い放出するとともに、合理的に達成できる限り低減することを目標として管理していく。なお、海洋への放出は、関係省庁の了解なくしては行わないものとする。

(実施計画：II-1-11-1)

### ○第三施設増設による線量評価

第三施設増設により、敷地境界線量は減少する。これは以下の2つの理由による。

- ・HICの線量実績より、線量評価用の低線量HICの放射能強度を3/4倍に見直し。
- ・標高記載誤りを反映し、適切な標高にて線量再評価を実施。

このため、第三施設の増設後においても、敷地内に保管されている発災以降に発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量は1mSv/年未満となる。

## 2.12 作業者の被ばく線量の管理等への 適合性

措置を講ずべき事項

## II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

### 1 2. 作業者の被ばく線量の管理等

○現存被ばく状況での放射線業務従事者の作業性等を考慮して，遮へい，機器の配置，遠隔操作，放射性物質の漏えい防止，換気，除染等，所要の放射線防護上の措置及び作業時における放射線被ばく管理措置を講じることにより，放射線業務従事者が立ち入る場所の線量及び作業に伴う被ばく線量を，達成できる限り低減すること。

#### 2.12.1 措置を講ずべき事項への適合方針

作業者の被ばく管理等において，現存被ばく状況での放射線業務従事者の作業性等を考慮して，遮へい機器の配置，遠隔操作，放射性物質の漏えい防止，換気，除染等，所要の放射線防護上の措置及び作業時における放射線被ばく管理措置を講じることにより，放射線業務従事者が立ち入る場所の線量及び作業に伴う被ばく線量を，達成できる限り低減する。

## 2.12.2 対応方針

### (1) 作業者の被ばく線量管理等

#### ○ 現存被ばく状況における放射線防護の基本的な考え方

現存被ばく状況において放射線防護方策を計画する場合には、害よりも便益を大きくするという正当化の原則を満足するとともに、当該方策の実施によって達成される被ばく線量の低減について、達成できる限り低く保つという最適化を図る。

#### ○ 所要の放射線防護上の措置及び作業時における放射線被ばく管理措置の範囲

「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に基づいて定めた管理区域及び周辺監視区域に加え、周辺監視区域と同一な区域を管理対象区域として設定し、放射線業務に限らず業務上管理対象区域内に立ち入る作業者を放射線業務従事者として現存被ばく状況での放射線防護を行う。

#### ○ 遮へい、機器の配置、遠隔操作、換気、除染等

放射線業務従事者が立ち入る場所では、外部放射線に係わる線量率を把握し、放射線業務従事者等の立入頻度、滞在時間等を考慮した遮へいの設置や換気、除染等を実施するようにする。なお、線量率が高い区域に設備を設置する場合は、遠隔操作可能な設備を設置するようにする。

#### ○ 放射性物質の漏えい防止

放射性物質濃度が高い液体及び蒸気を内包する系統は、可能な限り系外に漏えいし難い対策を講じる。また、万一生じた漏えいを早期に発見し、汚染の拡大を防止する場合は、機器を独立した区域内に配置したり、周辺にせきを設ける等の対策を講じる。

#### ○ 放射線被ばく管理

上記の放射線防護上の措置及び作業時における放射線被ばく管理措置を講じることにより、作業時における放射線業務従事者が受ける線量が労働安全衛生法及びその関連法令に定められた線量限度を超えないようにするとともに、現存被ばく状況で実施可能な遮へい、機器の配置、遠隔操作を行うことで、放射線業務従事者が立ち入る場所の線量及び作業に伴う被ばく線量を、達成できる限り低減するようにする。

さらに、放射線防護上の措置及び作業時における放射線被ばく管理措置について、長期にわたり継続的に改善することにより、放射線業務従事者が立ち入る場所における線量を低減し、計画被ばく状況への移行を目指すこととする。

(実施計画：II-1-12-1)

#### ○ 放射線被ばく管理

作業時の被ばく及び敷地境界線量への影響を軽減した設計とする。

HICは遠隔クレーン操作で格納する。また作業者が通りうる通路側はボックスカルバートの壁厚を150mmから400mmに増して線量を軽減しており、HIC格納後の通路部線量は最大 $10\mu\text{Sv/h}$ 程度と評価している。

上方に厚い蓋を設け、高線量 HIC を下段・中段の内部に配置し、高線量 HIC から上方や通路側へ放出される放射線を上段及び通路に面する位置に配する低線量 HIC で遮へいする。

また、施設東西端のボックスカルバート内に遮へい土砂を充填する。※ボックスカルバート内へのアクセスのため、一部は空運用とする。

(実施計画：II-2-5-添14-2-2-3)

## (2) 放射線管理に係る補足説明

### ① 放射線防護及び管理

#### a. 放射線管理

##### (a) 基本方針

○現存被ばく状況において、放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、今後、新たに設備を設置する場合には、遮へい設備、換気空調設備、放射線管理設備及び放射性廃棄物廃棄施設を設計し、運用する。また、事故後、設置した設備においても、放射線被ばくを合理的に達成できる限り低減する方針で、必要な設備の改良を図る。

○放射線被ばくを合理的に達成できる限り低くするために、周辺監視区域全体を管理対象区域として設定して、立入りの制限を行い、外部放射線に係る線量、空気中もしくは水中の放射性物質の濃度及び床等の表面の放射性物質の密度を監視して、その結果を管理対象区域内の諸管理に反映するとともに必要な情報を免震重要棟や出入管理箇所等で確認できるようにし、作業環境の整備に努める。

○放射線業務に限らず業務上管理対象区域に立ち入る作業者を放射線業務従事者とし、被ばく歴を把握し、常に線量を測定評価し、線量の低減に努める。また、放射線業務従事者を除く者であって、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に立ち入る者等を一時立入者とする。

さらに、各個人については、定期的に健康診断を行って常に身体的状態を把握する。

○周辺監視区域を設定して、この区域内に人の居住を禁止し、境界に柵または標識を設ける等の方法によって人の立入を制限する。

○原子炉施設の保全のために、管理区域を除く場所であって特に管理を必要とする区域を保全区域に設定して、立入りの制限等を行う。

○核燃料物質によって汚染された物の運搬にあたっては、放射線業務従事者の防護及び発電所敷地外への汚染拡大抑制に努める。

(実施計画：III-3-3-1-2-2)

##### (b) 発電所における放射線管理

#### a. 管理対象区域内の管理

管理対象区域については、次の措置を講じる。

- 管理対象区域は当面の間、周辺監視区域と同一にすることにより、さく等の区画物によって区画するほか周辺監視区域と同一の標識等を設けることによって明らかに他の場所と区別し、かつ、放射線等の危険性の程度に応じて、人の立入制限等を行う。  
管理対象区域内の線量測定結果を放射線業務従事者の見やすい場所に掲示する等の方法によって、管理対象区域に立ち入る放射線業務従事者に放射線レベルの高い場所や放射線レベルが確認されていない場所を周知する。特に放射線レベルが高い場所においては、必要に応じてロープ等により人の立入制限を行う。
- 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙を禁止する。ただし、飲食及び喫煙を可能とするために、放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度が、法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域を設ける。なお、設定後は、定期的な測定を行い、この区域内において、法令に定める管理区域に係る値を超えるような予期しない汚染を床又は壁等に発見した場合等、汚染拡大防止のための放射線防護上必要な措置等を行うことにより、放射性物質の経口摂取を防止する。
- 管理対象区域全体にわたって放射線のレベル及び作業内容に応じた保護衣類や放射線防護具類を着用させる。
- 管理対象区域から人が退去し、又は物品を持ち出そうとする場合には、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度についてスクリーニングレベルを超えないようにする。管理対象区域内において汚染された物の放射性物質の密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域に人が立ち入り、又は物品を持ち込もうとする場合は、その者の身体及び衣服、履物等身体に着用している物並びにその持ち出そうとする物品（その物品を容器に入れ又は包装した場合には、その容器又は包装）の表面の放射性物質の密度について表面汚染測定等により測定場所のバックグラウンド値を超えないようにする。
- 管理対象区域内においては、除染や遮へい、換気を実施することにより外部線量に係る線量、空気中放射性物質の濃度、及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質密度について、管理区域に係る値を超えるおそれのない場合は、人の出入管理及び物品の出入管理に必要な措置を講じた上で、管理対象区域として扱わないこととする。  
(実施計画：Ⅲ-3-3-1-2-3~4)



## 2.13 緊急時対策への適合性

措置を講ずべき事項

## II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

### 1 3. 緊急時対策

- 緊急時対策所，安全避難経路等事故時において必要な施設及び緊急時の資機材等を整備すること。
- 適切な警報系及び通信連絡設備を備え，事故時に特定原子力施設内に居るすべての人に対する指示ができるとともに，特定原子力施設と所外必要箇所との通信連絡設備は，多重性及び多様性を備えること。

#### 2.13.1 措置を講ずべき事項への適合方針

##### (1) 緊急時において必要な施設及び資機材等の整備について

緊急時において必要な施設及び安全避難経路等事故等において必要な施設及び緊急時の資機材等の整備を行う。

##### (2) 緊急時の避難指示について

緊急時の特定原子力施設内に居るすべての人に対し避難指示を実施できるようにする。

##### (3) 所外必要箇所との通信連絡設備の多重性及び多様性について

特定原子力施設と所外必要箇所との通信連絡設備は，多重性及び多様性を備える。

## 2.13.2 対応方針

### (1) 緊急時において必要な施設及び資機材等の整備について

原子力防災管理者は、緊急時において必要な施設及び緊急時の資機材等の整備について防災業務計画に従い以下の対応を実施する。

- ・ 緊急時対策所を平素から使用可能な状態に整備するとともに、換気浄化設備を定期的に点検し、地震等の自然災害が発生した場合においてもその機能が維持できる施設及び設備とする。また、外部電源喪失時においても専用の非常用発電機により緊急時対策所へ給電可能である。
- ・ 退避場所又は避難集合場所を関係者に周知する。
- ・ 瓦礫撤去用の重機及び操作要員を準備し、瓦礫が発生した場合の撤去対応が可能である。
- ・ 原子力防災資機材及びその他の原子力防災資機材について、定期的に保守点検を行い、平素から使用可能な状態に整備する。また、資機材に不具合が認められた場合、速やかに修理するか、代替品を補充あるいは代替手段により必要数量又は必要な機能を確保する。

施設内の安全避難経路については防災業務計画に明示されていないが、誘導灯により安全避難経路を示すことを基本としている。しかしながら、一部対応できていない事項があるため、それらについては以下のとおり対応する。

- ・ 震災の影響により使用できない誘導灯（1～4号機建屋内）  
作業にあたっては、緊急時の避難を考慮した安全避難経路を定め、この経路で退出することとする。また、使用するエリアの誘導灯の復旧を進め、適切な状態に維持する。
- ・ 震災の影響により使用できない非常灯（1～4号機建屋内）  
施設を使用するエリアの非常灯の復旧を進め、適切な状態に維持する。

(実施計画：II-1-13-1)

## (2) 緊急時の避難指示について

### ○ 緊急時の避難指示

緊急時の避難指示については、防災業務計画では緊急放送等により施設内に周知することとなっているが、緊急放送等が聞こえないエリアが存在することを考慮し、以下の対応を実施することで、作業員等特定原子力施設内にいるすべての人に的確な指示を出す。

- ① 免震重要棟にて放射性物質の異常放出等のプラントの異常や地震・津波等の自然災害を検知。
- ② 原子力防災管理者は緊急放送装置により免震重要棟・高台等への避難を指示。
- ③ 緊急放送が聞こえないエリアで作業を実施している場合は、作業主管Gより携帯電話にて免震重要棟・高台等への避難を指示。
- ④ 緊急放送が聞こえないエリアでの作業員に対して上記③により連絡がつかない場合は、警備誘導班がスピーカー車により免震重要棟・高台等への避難を指示。

※ 建屋内等電波状況が悪く緊急放送等も入らないエリアにおいては、緊急放送が入るエリアに連絡要員を配置する、トランシーバ等による通信が可能な位置に連絡要員を配置する等通報連絡が可能となるような措置を実施する。

### ○ 通報、情報収集及び提供

緊急事態の発生及び応急措置の状況等の関係機関への通報連絡、事故状況の情報収集による応急復旧の実施のため、特定原子力施設内及び特定原子力施設と所外必要箇所との通信連絡設備として防災業務計画に定める以下を準備することで、多重性及び多様性を備える。

#### a. 特定原子力施設内の通信連絡設備

- ・ 緊急放送（1台）
- ・ ページング
- ・ 電力保安通信用電話設備（60台）
- ・ 携帯電話（40台）

※緊急放送・ページングについては、聞こえないエリア・使用できない場所があるが、場所を移動しての連絡や電力保安通信用電話設備・携帯電話の使用、その他トランシーバの使用等により対応する。

※電力保安通信用電話設備、携帯電話については防災業務計画に定める数量を示しているが、緊急時対応として必要により、防災業務計画に定める数量を超える通信連絡設備を使用する場合もある。

(実施計画：II-1-13-1~2)

(3) 所外必要箇所との通信連絡設備の多重性及び多様性について

○ 通報，情報収集及び提供

緊急事態の発生及び応急措置の状況等の関係機関への通報連絡，事故状況の情報収集による応急復旧の実施のため，特定原子力施設内及び特定原子力施設と所外必要箇所との通信連絡設備として防災業務計画に定める以下を準備することで，多重性及び多様性を備える。

b. 特定原子力施設と所外必要箇所との通信連絡設備

- ・ ファクシミリ装置（1台）
- ・ 電力保安通信用電話設備（60台；上記「特定原子力施設内の通信連絡設備」の再掲）
- ・ TV会議システム（1台），IP電話（5台），IPFAX（3台）
- ・ 携帯電話（40台；上記「特定原子力施設内の通信連絡設備」の再掲）
- ・ 衛星携帯電話（1台）

※電力保安通信用電話設備，携帯電話については防災業務計画に定める数量を示しているが，緊急時対応として必要により，防災業務計画に定める数量を超える通信連絡設備を使用する場合もある。

※防災業務計画ではこの他に緊急時用電話回線があるが使用できないため，電気通信事業者の有線電話，携帯電話，衛星携帯電話等の通信手段により通信連絡を行う。

※上記防災業務計画で定めるもの以外として，TV会議システム（社内用）についても通信連絡用に使用する。

○ 外部電源喪失時の通信手段・作業環境確保

外部電源喪失時に緊急時対策を実施するために，防災業務計画に明示されていないが，以下の対応を実施する。

必要箇所との連絡手段確保のため，ペー징ングについては，小型発電機または電源車から，電力保安通信用電話設備については，小型発電機から給電可能とする。また，夜間における復旧作業に緊急性を要する範囲の照明については，小型発電機から給電可能とする。

*（実施計画：II-1-13-2~3）*

## 2.14 設計上の考慮

## 2.14.1 準拠規格及び基準への適合性

措置を講ずべき事項

## II. 設計、設備について措置を講ずべき事項

### 14. 設計上の考慮

○施設の設計については、安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

#### ① 準拠規格及び基準

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、設計、材料の選定、製作及び検査について、それらが果たすべき安全機能の重要度を考慮して適切と認められる規格及び基準によるものであること。

#### 2.14.1.1 措置を講ずべき事項への適合性

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は、それらが果たすべき安全機能の重要度を考慮して適切と認められる規格及び基準を考慮して、設計、材料の選定、製作及び検査を実施する。

#### 2.14.1.2 対応方針

施設の設計については、安全上の重要度を考慮して以下について適切に考慮したものとする。

##### (1) 準拠規格及び基準

安全機能を有する構築物、系統及び機器は、設計、材料の選定、製作及び検査について、それらが果たすべき安全機能の重要度を考慮して適切と認められる規格及び基準によるものとする。

(実施計画：II-1-14-1)

日本産業規格（JIS）等規格に適合した工業用品の採用、或いは JIS 等の技術的妥当性を有する規格での設計・製作・検査を行う。

(実施計画：II-2-5-1-7-2)



## 2.14.2 自然現象に対する設計上の考慮 への適合性

措置を講ずべき事項

## II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

### 1 4. 設計上の考慮

○施設の設計については，安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

#### ②自然現象に対する設計上の考慮

- ・安全機能を有する構築物，系統及び機器は，その安全機能の重要度及び地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響を考慮して，耐震設計上の区分がなされるとともに，適切と考えられる設計用地震力に十分耐えられる設計であること。
- ・安全機能を有する構築物，系統及び機器は，地震以外の想定される自然現象（津波，豪雨，台風，竜巻等）によって施設の安全性が損なわれない設計であること。重要度の特に高い安全機能を有する構築物，系統及び機器は，予想される自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件，又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮した設計であること。

### 2.14.2.1 措置を講ずべき事項への適合方針

#### (1) 地震に対する設計上の考慮

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は，その安全機能の重要度，地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響を考慮して耐震設計上の区分を行うとともに，適切と考えられる設計用地震力に耐えられる設計とする。

#### (2) 地震以外に想定される自然現象（津波，豪雨，台風，竜巻等）に対する設計上の考慮

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は，地震以外の想定される自然現象（津波，豪雨，台風，竜巻等）によって施設の安全性が損なわれない設計とする。

## 2.14.2.2 対応方針

### 2.14.2.2.1 自然現象に対する設計上の考慮

施設の設計については、安全上の重要度を考慮して以下について適切に考慮したものと  
する。

#### ○自然現象に対する設計上の考慮

- ・安全機能を有する構築物、系統及び機器は、その安全機能の重要度、地震によって機能の喪失を起こした場合の安全上の影響（公衆被ばく影響）や廃炉活動への影響等を考慮した上で、核燃料物質を非密封で扱う燃料加工施設や使用施設等における耐震クラス分類を参考にして耐震設計上の区分を行うとともに、適切と考えられる設計用地震力に耐えられる設計とする。また、確保できない場合は必要に応じて多様性を考慮した設計とする。
- ・安全機能を有する構築物、系統及び機器は、地震以外の想定される自然現象（津波、豪雨、台風、竜巻等）によって施設の安全性が損なわれないものとする。その際、必要に応じて多様性も考慮する。重要度の特に高い安全機能を有する構築物、系統及び機器は、予想される自然現象のうち最も苛酷と考えられる条件、又は自然力に事故荷重を適切に組み合わせた場合を考慮したものとす。

(実施計画：II-1-14-1)

### 2.14.2.2.2 自然現象に対する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の設計上の考慮

#### 2.14.2.2.2.1 地震に対する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の設計上の考慮

##### (1) 耐震性の基本方針

本施設を構成するボックスカルバートは、「発電用原子炉施設に関する耐震設計審査指針」のBクラス相当の設備と位置づけられる。耐震性に関する評価にあたっては、「JEAC4601 原子力発電所耐震設計技術規程」に準拠することを基本とするが、必要に応じて現実的な評価を行う。なお参考評価として、耐震Sクラス相当の水平震度（0.60）においても健全性が維持されることを確認した。

(実施計画：II-2-5-添14-2-2-5)

### 2.14.2.2.3 地震以外に想定される自然現象（津波，豪雨，台風，竜巻等）に対する使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）の設計上の考慮

#### (1) 津波

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は津波が到達しないと考えられる T.P. 約 33.5m 以上の場所に設置する。

*（実施計画：II-2-5-添 14-2-3 に反映予定）*

#### (2) 豪雨・台風・竜巻等

豪雨の場合においては，止水材を施したボックスカルバートの蓋により，雨がボックスカルバート内に入り込まない設計としている。また，ボックスカルバートおよび蓋等は重量物であり，台風・竜巻等の強風によって容易に動くことはない。

なお，豪雨・台風・竜巻等のような格納作業の安全性が損なわれるおそれのある荒天に対して，作業中止基準を設ける。

*（実施計画：II-2-5-添 14-2-3）*

#### (3) 積雪

ボックスカルバートは RC 構造であり，福島県建築基準法施行細則に基づく積雪荷重に対する強度は十分高い。

*（実施計画：II-2-5-添 14-2-3）*

#### (4) 落雷

クレーンにて HIC 格納時，万一，落雷が発生し電源停止となっても，HIC を吊った状態で停止し，HIC が落下することはない。

*（実施計画：II-2-5-添 14-2-3）*

### 2.14.3 外部人為事象に対する設計上の 考慮への適合性

措置を講ずべき事項

## II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

### 1 4. 設計上の考慮

○施設の設計については，安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

#### ③外部人為事象に対する設計上の考慮

- ・安全機能を有する構築物，系統及び機器は，想定される外部人為事象によって，施設の安全性を損なうことのない設計であること。
- ・安全機能を有する構築物，系統及び機器に対する第三者の不法な接近等に対し，これを防御するため，適切な措置を講じた設計であること。

#### 2.14.3.1 措置を講ずべき事項への適合方針

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は，想定される外部人為事象によって，施設の安全性を損なうことのない設計とする。

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）に対する第三者の不法な接近等に対し，これを防御するため，適切な措置を講じた設計とする。

### 2.14.3.2 対応方針

○ 施設の設計については、安全上の重要度を考慮して以下について適切に考慮したものとする。

#### (3) 外部人為事象に対する設計上の考慮

- ・ 想定される外部人為事象としては、航空機落下、ダムの崩壊及び爆発、漂流した船舶の港湾への衝突等が挙げられる。本特定原子力施設への航空機の落下確率は、これまでの事故実績等をもとに、民間航空機、自衛隊機及び米軍機を対象として評価した（原管発管 21 第 270 号 実用発電用原子炉施設への航空機落下確率の再評価結果について（平成 21 年 10 月 30 日））。その結果は約  $3.6 \times 10^{-8}$  回/炉・年であり、 $1.0 \times 10^{-7}$  回/炉・年を下回る。したがって、航空機落下を考慮する必要はない。また、特定原子力施設の近くには、ダムの崩壊により特定原子力施設に影響を及ぼすような河川並びに爆発により特定原子力施設の安全性を損なうような爆発物の製造及び貯蔵設備はない。また、最も距離の近い航路との離隔距離や周辺海域の流向を踏まえると、航路を通行する船舶の衝突により、特定原子力施設が安全機能を損なうことはない。
- ・ 安全機能を有する構築物、系統及び機器に対する第三者の不法な接近、妨害破壊行為（サイバーテロ等の不正アクセス行為を含む）及び核物質の不法な移動を未然に防止するため、下記の措置を講ずる。
  - ① 安全機能を有する構築物、系統及び機器を含む区域を設定し、それを取り囲む物的障壁を持つ防護された区域を設けて、これらの区域への接近管理、入退域管理を徹底する。
  - ② 探知施設を設け、警報、映像監視等、集中監視する設計とする。
  - ③ 外部との通信設備を設ける。

(実施計画：II-1-14-1~2)

## 2.14.4 火災に対する設計上の考慮への 適合性



措置を講ずべき事項

## II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

### 1 4. 設計上の考慮

○施設の設計については，安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

#### ④火災に対する設計上の考慮

火災発生防止，火災検知及び消火並びに火災の影響の軽減の方策を適切に組み合わせて，火災により施設の安全性を損なうことのない設計であること。

#### 2.14.4.1 措置を講ずべき事項への適合方針

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は，火災発生防止，火災検知及び消火並びに火災の影響の軽減の方策を適切に組み合わせて，火災により施設の安全性を損なうことのない設計とする。

#### 2.14.4.2 対応方針

火災により施設の安全性が損なわれることを防止するために火災発生防止，火災検知及び消火並びに火災の影響の軽減の方策を適切に組み合わせた措置を講じる。

*(実施計画：II-1-14-2)*

本施設は鉄筋コンクリートあるいは鋼製構造物からなり，また HIC には鋼製補強体を付しており，火災が発生する可能性は低い，初期消火の対応ができるよう，近傍に消火器を設置する。

*(実施計画：II-2-5-添14-2-3)*

## 2.14.5 環境条件に対する設計上の考慮 への適合性

措置を講ずべき事項

## II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

### 1 4. 設計上の考慮

○施設の設計については，安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

#### ⑤環境条件に対する設計上の考慮

安全機能を有する構築物，系統及び機器は，経年事象を含むすべての環境条件に適合できる設計であること。特に，事故や地震等により被災した建造物の健全性評価を十分に考慮した対策を講じること。

### 2.14.5.1 措置を講ずべき事項への適合方針

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は，経年事象を含むすべての環境条件に適合できる設計とする。

#### 2.14.5.2 対応方針

安全機能を有する構築物，系統及び機器は，それぞれの場所に応じた圧力，温度，湿度，放射線等に関する環境条件を考慮し，必要に応じて換気空調系，保温，遮へい等で維持するとともに，そこに設置する安全機能を有する構築物，系統及び機器は，これらの環境条件下で期待されている安全機能が維持できるものとする。

(実施計画：II-1-14-2)

##### (1) 崩壊熱除去，水素滞留防止

ボックスカルバートは，下部に吸気孔および通気口，蓋に換気孔を設け，崩壊熱及び水素を，HIC 内容物の発熱によるチムニー効果と水素の浮力による上昇流により，自然換気できる設計としている。HIC を格納する際の配置は，HIC 格納時における温度評価「II 2.16 放射性液体廃棄物処理施設及び関連施設」の評価体系に記載する発熱量を超えない配置とする。

(実施計画：II-2-5-添14-2-2-4)

##### (2) 耐紫外線性

HIC は，＜中略＞一時保管施設貯蔵時は上蓋をしたボックスカルバートに収納する。さらに，＜中略＞一時保管施設（第三施設）においては，上蓋の貫通孔を2回以上屈折させ，また吸気孔は外側が下向きとなるよう設置しており，内部に直射日光は到達しない。ボックスカルバート内に微量の拡散光が侵入したとしても HIC は光を通さない鋼製の補強体で覆われており，HIC のポリエチレン部が1年以上の紫外線環境下となることはない。

(実施計画：II-2-16-1-添5-3)

## 2.14.7 運転員操作に対する設計上の考慮 への適合性

措置を講ずべき事項

## II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

### 1 4. 設計上の考慮

○施設の設計については，安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

#### ⑦運転員操作に対する設計上の考慮

運転員の誤操作を防止するための適切な措置を講じた設計であること。

#### 2.14.7.1 措置を講ずべき事項への適合方針

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は，運転員の誤操作を防止するための適切な措置を講じた設計とする。

#### 2.14.7.2 対応方針

運転員の誤操作を防止するため，盤の配置，操作器具等の操作性に留意するとともに，計器表示及び警報表示により施設の状態が正確，かつ，迅速に把握できるものとする等，適切な措置を講じた設計とする。また，保守点検において誤りを生じにくいよう留意したものとする。

*(実施計画：II-1-14-2)*

本施設は，作業員の誤操作を防止するための適切な措置を講じた設計とする。橋形クレーンについては HIC 取扱作業範囲を逸脱しないようにリミットスイッチを取り付ける。

*(実施計画：II-2-5-添 14-2-2)*

## 2.14.8 信頼性に対する設計上の考慮への 適合性

措置を講ずべき事項

## II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

### 1 4. 設計上の考慮

○施設の設計については，安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

#### ⑧信頼性に対する設計上の考慮

- ・安全機能や監視機能を有する構築物，系統及び機器は，十分に高い信頼性を確保し，かつ，維持し得る設計であること。
- ・重要度の特に高い安全機能を有するべき系統については，その系統の安全機能が達成できる設計であるとともに，その構造，動作原理，果たすべき安全機能の性質等を考慮して，多重性又は多様性及び独立性を備えた設計であること。

#### 2.14.8.1 措置を講ずべき事項への適合方針

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は，十分に高い信頼性を確保し，かつ，維持し得る設計とする。

#### 2.14.8.2 対応方針

安全機能や監視機能を有する構築物，系統及び機器は，十分に高い信頼性を確保し，かつ，維持し得るものとする。

(実施計画：II-1-14-2)



## 2.14.9 検査可能性に対する設計上の考慮 への適合性

措置を講ずべき事項

## II. 設計，設備について措置を講ずべき事項

### 1 4. 設計上の考慮

○施設の設計については，安全上の重要度を考慮して以下に掲げる事項を適切に考慮されたものであること。

#### ⑨検査可能性に対する設計上の考慮

安全機能を有する構築物，系統及び機器は，それらの健全性及び能力を確認するために，適切な方法によりその機能を検査できる設計であること。

### 2.14.9.1 措置を講ずべき事項への適合方針

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は，それらの健全性及び能力を確認するために，適切な方法によりその機能を検査できる設計とする。

### 2.14.9.2 対応方針

安全機能を有する構築物，系統及び機器は，それらの健全性及び能力を確認するため，その安全機能の重要度に応じ，必要性及び施設に与える影響を考慮して適切な方法により，検査ができるものとする。

*(実施計画：II-1-14-2)*

本施設は，機器の重要度に応じた有効な保全ができるものとし，橋形クレーンについては，リミット停止機能および法令に基づく点検を実施する。HICの移動，格納作業に用いる橋形クレーンは定期的な検査が可能なものとする。

*(実施計画：II-2-5-添14-2-2)*

### 3章 特定原子力施設の保安

### 3.1 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項への適合性

措置を講ずべき事項

### III. 特定原子力施設の保安のために措置を講ずべき事項

運転管理，保守管理，放射線管理，放射性廃棄物管理，緊急時の措置，敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講じることにより，「II. 設計，設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し，かつ，作業員及び敷地内外の安全を確保すること。

特に，事故や災害時等における緊急時の措置については，緊急事態への対処に加え，関係機関への連絡通報体制や緊急時における医療体制の整備等を行うこと。

また，協力企業を含む社員や作業従事者に対する教育・訓練を的確に行い，その技量や能力の維持向上を図ること。

#### 3.1.1 措置を講ずべき事項への適合方針

使用済セシウム吸着塔一時保管施設（第三施設）は，運転管理，保守管理，放射線管理，放射性廃棄物管理，緊急時の措置，敷地内外の環境放射線モニタリング等適切な措置を講じることにより，「II. 設計，設備について措置を講ずべき事項」の適切かつ確実な実施を確保し，かつ，作業員及び敷地内外の安全を確保する。

#### 3.1.2 対応方針

「2.11 放射性物質の放出抑制等による敷地周辺の放射線防護等への適合性」に記載の通り，第三施設の増設後においても，敷地内に保管されている発災以降に発生した瓦礫や汚染水等による敷地境界における実効線量は1mSv/年未満となる。

以上